

令和7年度

外部評価対象 補助金等評価シート

佐 久 市

目 次

No.	補 助 金 等 名	所 管 部 署	ページ
1	通学用ヘルメット購入補助金	学校教育課 学務係	1～8
2	遠距離通学費補助金		9～10
3	佐久市スポーツ協会補助金	スポーツ課 スポーツ推進係	11～17
4	インターンシップ事業補助金	商工振興課 商業振興・雇用係	18～23
5	販路開拓支援事業補助金	商工振興課 工業振興・産業立地推進係	24～30
6	私立保育所運営費補助金	子育て支援課 保育係	31～33
7	私立幼稚園運営費補助金		34～36
8	地域おこし協力隊起業等支援補助金	企画課 企画調整係	37～41
9	保健補導委員会運営費交付金	健康づくり推進課 健康増進係	42～47
10	佐久市食品衛生協会補助金	環境政策課 環境政策係	48～51
11	後継者育成活動補助金	農政課 農政係	52～57
12	水田農業構造改革対策事業補助金	農政課 農業生産振興係	58～69
13	佐久ブランド米消費拡大事業補助金		70～82
14	学校給食応援団活動支援事業補助金		83～90

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	通学用ヘルメット購入補助金				
事務事業名称	小中学校遠距離通学対策事業	事務事業コード	1125-1		
所 管	学校教育	部	学校教育	課	学務 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱			法令種別	要綱	
始期	平成 17 年度(経過年数 20 年)		終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	中学生の自転車通学に要する費用の負担軽減のため、ヘルメットの購入に要する経費に対して補助金を交付する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	通学距離が片道4キロ以上6キロ未満の中学校生徒で、自転車により通学する者。ヘルメット購入にあたり、1人につき1,000円を補助する。ただし、入学時1回に限る。					
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体		☒ 個人			
	名称(個人は除く)		-			
指標設定	設定の考え方	交付対象としてヘルメットを購入した生徒数について、過去の実績から目標値を設定する。			目標値	60人
	指標が数値でない場合の評価方法	-				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	52 件	50 件	-
決算額(予算額)	52,000 円	50,000 円	78,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	52,000 円	78,000 円
指標	目標値 (単位)	60 件	60 件
	実績値 (単位)	52 件	-
	達成率	86.7 %	-
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・例年40～50件程度の交付件数があることから見ても、遠距離通学対象生徒の自転車通学に係る費用負担の軽減といった市民ニーズに応える事業である。 ・自転車通学生徒のヘルメット着用による安全確保といった効果が得られるとともに、令和5年4月の道路交通法の改正に伴うヘルメット着用の努力義務化にも合致した事業である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	—
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤終期を具体的に定めるとともに、終期が到来するまでにニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

改正

平成20年3月28日教委告示第5号
平成27年3月24日教委告示第6号
平成30年3月5日教委告示第8号
令和5年3月23日教委告示第13号

佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市立の小学校又は中学校（以下「小・中学校」という。）の児童又は生徒（以下「児童等」という。）が、遠距離を通学する場合に要する費用に対し、予算の範囲内において補助を行うことについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「遠距離」とは、次に掲げるものをいう。この場合において、通学距離の算出は、経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法によるものとする。

- (1) 交通機関により通学する場合にあっては、児童等の居住地から学校までの通学距離が、小学校にあっては片道4キロメートル以上、中学校にあっては片道6キロメートル以上ある場合をいう。ただし、学校の統合等により佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が児童等の通学に著しく支障があると認める場合については、この限りでない。
- (2) 自転車により生徒が通学する場合にあっては、生徒の居住地から中学校までの通学距離が片道4キロメートル以上ある場合をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる児童等は、教育委員会が認める交通機関又は自転車を継続的に利用して遠距離を通学する者（交通機関により通学する場合にあっては別表第1に定める補助対象地区及び区間に該当する者に限り、また、補助対象地区のうち、上中込地区、三分地区、美里地区、入の沢地区、御桐谷町地区（一部に限る。）及び吹上町地区（一部に限る。）に居住する小学校在籍児童の場合にあっては1学年から3学年に在籍する者に限る。）とする。ただし、児童等の保護者（以下「保護者」という。）の都合により通学区域外に通学する者は、補助の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める者は、補助の対象とすることができる。

(補助の方法等)

第4条 交通機関により通学する児童等に対する補助は、地域の実情等を考慮し、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 交通機関のうち、バス又は鉄道を利用する者に対する当該通学に係る定期券の交付
- (2) 委託による無料通学バス等の運行
- (3) バス及び鉄道以外の交通機関を利用する者に対する補助金の交付

2 前項第3号に掲げる方法による補助に係る補助金の額は、当該通学距離と同距離の区間の路線バスの乗車券の購入金額に相当する額を限度とする。ただし、合併前の臼田町及び望月町の区域に居住する児童等については、別表第2に定める額を限度とする。

3 自転車により通学する生徒に対する補助は、通学用ヘルメットを購入するために要する費用の範囲内において補助金を交付することにより行うものとする。

(遠距離通学費補助に係る通学届の提出)

第5条 前条の規定による補助を受けようとする保護者は、遠距離通学費補助に係る通学届（別記様式。以下「通学届」という。）を児童等が在籍する小・中学校の校長（以下「学校長」という。）に提出しなければならない。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。

2 学校長は、前項の規定により通学届の提出を受けたときは、通学届に記載された事項を確認のうえ、これを教育委員会に提出するものとする。

(定期券の交付の手続等)

第6条 教育委員会は、第4条第1項第1号の規定により定期券を交付する場合にあっては、前条第2項の規定により提出された通学届に記載された事項を確認のうえ、適当と認めるときは、学校長

を経由して定期券を当該保護者に交付するものとする。

2 既に定期券の交付を受けている児童等が、転居等の事由により定期券を通学の用に供さなくなったときは、直ちに当該定期券を学校長に返還しなければならない。

3 学校長は、前項の規定により返還された定期券を発行者に返還するとともに、それによって生じた精算金を教育委員会に返還するものとする。

(補助金の交付の手続)

第7条 第4条第1項第3号又は第3項に規定する補助金に係る交付の申請、実績報告書の提出、交付の請求等の手続は、保護者に代わり、学校長が行うものとする。

2 学校長は、補助金の交付決定の通知を受けたときは、その内容を保護者に通知するものとする。

3 第1項に規定する手続に係る申請書等の様式は、別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱（昭和53年佐久市教育委員会告示第4号）又は児童生徒等遠距離通学費補助金交付要綱（昭和13年望月町教育委員会告示第4号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委告示第5号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日教委告示第6号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日教委告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月23日教委告示第13号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

学校名		補助対象地区	区間
小学校	佐久平浅間	小田井	西屋敷～佐久平浅間小学校 小田井下宿～佐久平浅間小学校 荒田～佐久平浅間小学校
		岩村田	住吉町（一部に限る。）～佐久平浅間小学校
	岸野	東立科	東立科～岸野小学校
	野沢	大沢	大沢～野沢小学校
	泉	美笹	美笹～泉小学校
	佐久城山	内山	町以東～佐久城山小学校
	東	東地	東地～東小学校
		駒込	駒込～東小学校
	臼田	田口	丸山～臼田小学校
			宮代～臼田小学校
			川原宿～臼田小学校
			田口中町～臼田小学校
			下町～臼田小学校
			大奈良～臼田小学校
			原～臼田小学校
			上中込～臼田小学校

		下之宮（一部に限る。） 新町 宮の入 三明 茂沢 入新町 岩下 入片倉 協西（鷹岩を除く。） 大谷地（合の沢に限る。）	下之宮（一部に限る。）～望月小学校 新町～望月小学校 宮の入～望月小学校 三明～望月小学校 茂沢～望月小学校 入新町～望月小学校 岩下～望月小学校 入片倉～望月小学校 協西（鷹岩を除く。）～望月小学校 大谷地（合の沢に限る。）～望月小学校
中学校	野沢	岸野	相浜～野沢中学校 平井～野沢中学校 杳沢～野沢中学校 東立科～野沢中学校
		大沢新田	大沢新田～野沢中学校
		美笹	美笹～野沢中学校
	中込	内山	黒田～中込中学校 大月～中込中学校 苦水～中込中学校 相立～中込中学校 中村～中込中学校
		東	東地～東中学校
		駒込	駒込～東中学校
		臼田	平～臼田中学校
		上小田切	上小田切（一部に限る。）～臼田中学校 上小田切西～臼田中学校
	湯原	湯原	湯原新田～臼田中学校
		田口	丸山～臼田中学校
		入澤	入澤（一部に限る。）～臼田中学校 赤谷～臼田中学校 岩水～臼田中学校
	浅科	御牧原	御牧原～浅科中学校
	望月	茂田井	茂田井～望月中学校
		観音寺	観音寺～望月中学校
		印内原	印内原～望月中学校
		印内	印内～望月中学校
		御牧原	御牧原～望月中学校
		抜井	抜井～望月中学校
		中居	中居～望月中学校
		雁村	雁村～望月中学校
		大木	大木～望月中学校
		藤巻	藤巻～望月中学校
		長者原	長者原～望月中学校
		一の原	一の原～望月中学校
		東長者原	東長者原～望月中学校

	清川	清川～臼田小学校
	三分	三分～臼田小学校
	入澤	入澤～臼田小学校
		三条～臼田小学校
		十日町～臼田小学校
		岩水～臼田小学校
	湯原	湯原新田～臼田小学校
	上小田切	上小田切～臼田小学校
		上小田切西～臼田小学校
	臼田	美里～臼田小学校
		平～臼田小学校
	浅科	御牧原～浅科小学校
	入の沢	入の沢～浅科小学校
	望月	茂田井～望月小学校
		観音寺～望月小学校
		印内原～望月小学校
		印内～望月小学校
		古宮～望月小学校
		御桐谷町（一部に限る。）～望月小学校
		吹上町（一部に限る。）～望月小学校
		御牧原～望月小学校
		百沢～望月小学校
		牧布施～望月小学校
		入布施～望月小学校
		式部～望月小学校
		抜井～望月小学校
		中居～望月小学校
		雁村～望月小学校
		大木～望月小学校
		藤巻～望月小学校
		長者原～望月小学校
		一の原～望月小学校
		東長者原～望月小学校
		中石堂～望月小学校
		西長者原～望月小学校
		湯沢～望月小学校
		新田～望月小学校
		竹の城～望月小学校
		向反～望月小学校
		大西～望月小学校
		堀端～望月小学校
		金井～望月小学校
		上新～望月小学校
		北春～望月小学校
		高橋～望月小学校

	中石堂	中石堂～望月中学校
	西長者原	西長者原～望月中学校
	竹の城	竹の城～望月中学校
	新田	新田～望月中学校
	湯沢	湯沢～望月中学校
	新町	新町～望月中学校
	宮の入	宮の入～望月中学校
	三明	三明～望月中学校
	茂沢	茂沢～望月中学校
	入新町	入新町～望月中学校
	岩下	岩下～望月中学校
	入片倉	入片倉～望月中学校
	合の沢	合の沢～望月中学校
	協西（鳶岩を除く。）	協西（鳶岩を除く。）～望月中学校

別表第 2（第 4 条関係）

遠距離通学費補助金支給額

通学距離	中学校年間補助額	小学校年間補助額
5.5km未満		19,700円
5.5km以上 6 km未満		24,620円
6 km以上 7 km未満	62,360円	31,180円
7 km以上 8 km未満	75,520円	37,760円
8 km以上 9 km未満	82,080円	41,040円
9 km以上10km未満	105,040円	52,520円
10km以上11km未満	114,920円	57,460円
11km以上12km未満	128,040円	64,020円
12km以上13km未満	137,920円	68,960円
13km以上	147,760円	73,880円

様式第7号（第12条関係）

収 支 精 算 書

（1）収入の部

単位：円

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	摘 要
市補助金	50,000円	50,000円	ヘルメット購入費補助金
計	50,000円	50,000円	ヘルメット購入費補助金

（2）支出の部

単位：円

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	摘 要
浅間中学校 遠距離通学費	22,000円	22,000円	ヘルメット購入費
野沢中学校 遠距離通学費	15,000円	15,000円	ヘルメット購入費
中込中学校 遠距離通学費	3,000円	3,000円	ヘルメット購入費
東中学校 遠距離通学費	1,000円	1,000円	ヘルメット購入費
臼田中学校 遠距離通学費	8,000円	8,000円	ヘルメット購入費
望月中学校 遠距離通学費	1,000円	1,000円	ヘルメット購入費
計	50,000円	50,000円	ヘルメット購入費

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	遠距離通学費補助金			
事務事業名称	小中学校遠距離通学対策事業	事務事業コード	1125-1	
所 管	学校教育 部	学校教育 課	学務	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	サービス格差是正補助金		
根拠法令等名称	佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 17 年度(経過年数 20 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	遠距離通学児童生徒が、通学のために要する費用の負担軽減のため、スクールバス又はスクールタクシー以外の通学に要する経費に対して補助金を交付する。				
制度概要(補助)	児童生徒の居住地から学校までの通学距離が、小学校にあつては片道4キロメートル以上、中学校にあつては片道6キロメートル以上ある者。ただし、バス等の定期券の交付を受けている者及びスクールバス又はスクールタクシーの対象者は除く。補助限度額は、「佐久市立小・中学校児童生徒遠距離通学費補助要綱」の第4条(路線バスの乗車券の購入金額相当額)又は別表第2(第4条関係)による				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)	-			
指標設定	設定の考え方	-		目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	補助対象となる児童・生徒に通学手段を提供する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	0 件	0 件	-
決算額(予算額)	0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	-	- 件
	実績値 (単位)	-	-
	達成率	%	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	遠距離通学対象者へは、スクールバス等の運行及び定期券の交付で対応しているため、補助金の交付は無かった。	遠距離通学対象者へは、スクールバス等の運行及び定期券の交付で対応しているため、補助金の交付は無かった。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	遠距離通学対象者へは、平成29年度からスクールバス等の運行及び定期券の交付で対応できているため、平成29年度以降の支給実績はない。ただし、事業者の路線廃止等により対応できなくなった場合には、遠距離通学の基準を満たす児童生徒に対して補助金の支給が必要となる。
	有効性	-		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	遠距離通学対象者へは、平成29年度からスクールバス等の運行及び定期券の交付で対応できているため、平成29年度以降の支給実績はない。ただし、事業者の路線廃止等により対応できなくなった場合には、遠距離通学の基準を満たす児童生徒に対して補助金の支給が必要となる。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに制度のあり方について見直しを行う。

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市スポーツ協会補助金				
事務事業名称	体育団体等支援育成事業		事務事業コード	1231-1	
所 管	社会教育	部	スポーツ	課	スポーツ推進係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市スポーツ協会補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度(経過年数 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	スポーツの振興による市民の体力の向上を図るため、スポーツ文化の高揚を目的として活動する佐久市スポーツ協会に対し補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:協会の運営に要する経費(各支部活動、競技部・スポーツ少年団への助成、広報誌の発行等)とし、交際費、慶弔費、飲食費その他佐久市教育委員会が適切でないとする経費は除く。 補助額:予算の範囲内で教育委員会が定める額。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの) ☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	☐ 不特定団体 ☐ 個人				
	名称(個人は除く) 特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会				
指標設定	設定の考え方	佐久市スポーツ協会が運営するスポーツ大会等の開催数を目標値とし設定する。		目標値	150回
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
交付件数		1 件		1 件			
決算額(予算額)		4,570,000 円		4,570,000 円		4,570,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円		円		円	
	一般財源	4,570,000 円		4,570,000 円		4,570,000 円	
指標	目標値 (単位)	150	回	150	回	150	回
	実績値 (単位)	125	回	128	回		
	達成率	83.3	%	85.3	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-		-			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・大会等の開催数は増加傾向にあるが、市民の多様なニーズに合わせた体験の機会提供や開催方法等の工夫が必要である。 ・補助額が近年同額であり、金額の妥当性を確認する必要がある。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・補助額の妥当性の確認は、次期の指定管理者更新時期(令和9年)を目途に、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤交付要綱の改正を行い、終期を設定する。		

改正

令和4年3月22日教委告示第11号

佐久市スポーツ協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの振興による市民の体力の向上を図るため、スポーツ文化の高揚を目的として活動する特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、協会の運営に要する経費とし、交際費、慶弔費、飲食費その他佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適切でないと認める経費は除くものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で教育委員会が定める額とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日教委告示第11号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和6年度一般会計収支状況報告書

(単位:円)

科 目	スポーツ振興くじ事業			一般会計事業			一般会計 管理部門			一般会計合計	
	当初予算額	決算額	説 明	当初予算額	決算額	説 明	当初予算額	決算額	説 明	当初予算額	決算額
I 経常収益											
1 受取会費等	0	0		0	0		1,490,000	1,325,000		1,490,000	1,325,000
正会員受取会費	0	0		0	0		40,000	40,000		40,000	40,000
個人正会員会費	0	0		0	0		0	0		0	0
団体正会員受取会費	0	0		0	0		40,000	40,000	4支部、36団体	40,000	40,000
正会員受取入会費	0	0		0	0		0	0		0	0
個人正会員受取入会費	0	0		0	0		0	0		0	0
団体正会員受取入会費	0	0		0	0		0	0		0	0
賛助会員受取会費	0	0		0	0		1,450,000	1,285,000	257口	1,450,000	1,285,000
協賛会受取会費	0	0		0	0		0	0		0	0
2 受取寄附金	168,000	168,000		0	0		0	0		168,000	168,000
受取寄附金	0	0		0	0		0	0		0	0
受取理事元入金	168,000	168,000	理事 28名	0	0		0	0		168,000	168,000
3 受取助成金等	522,000	490,000		0	0		4,600,000	4,570,000		5,122,000	5,060,000
受取市補助金	0	0		0	0		4,570,000	4,570,000	スポーツ協補助	4,570,000	4,570,000
受取県スポーツ協補助金	0	0		0	0		30,000	0		30,000	0
受取民間助成金	522,000	490,000	スポーツ振興くじ	0	0		0	0		522,000	490,000
4 事業収益	0	0		30,000	145,500		0	0		30,000	145,500
特定非営利活動事業収益	0	0		30,000	145,500		0	0		30,000	145,500
指定管理料	0	0		0	0		0	0		0	0
スポーツ教室受講料	0	0		0	0		0	0		0	0
自主事業受講料	0	0		30,000	145,500	実践教室	0	0		30,000	145,500
5 その他収益	0	85		0	0		2,000	1,814		2,000	1,899
受取利息	0	85		0	0		1,000	1,028	預金利子	1,000	1,113
雑収益	0	0		0	0		1,000	786	雑入	1,000	786
経常収益 計	690,000	658,085		30,000	145,500		6,092,000	5,896,814		6,812,000	6,700,399
II 経常費用											
(1) 人件費											
役員報酬	0	0		0	0		0	0		0	0
給料手当	0	0		0	0		1,450,000	1,315,735	0.5人事務局員	1,450,000	1,315,735
法定福利費	0	0		0	0		230,000	238,970	0.5人社会保険料	230,000	238,970
退職給付費用	0	0		0	0		0	0		0	0
福利厚生費	0	0		0	0		0	0		0	0
人件費 計	0	0		0	0		1,680,000	1,554,705		1,680,000	1,554,705
(2) その他経費											
業務委託費	0	0		0	0		0	0		0	0
諸謝金	0	0		50,000	77,000	実践教室教師	0	0		50,000	77,000
印刷製本費	528,000	484,000	スポーツさく	0	0		250,000	178,200	総会資料等	778,000	662,200
会議費	0	0		50,000	103,000	各種会議	10,000	0		60,000	103,000
旅費交通費	0	0		3,000	88,050	国スポーツ視察	20,000	25,100	職員等旅費	23,000	113,150
通信運搬費	123,000	127,950	郵便等送料	20,000	12,960	郵便等送料	110,000	75,831	郵便等送料	253,000	216,741
消耗品費	0	0		10,000	15,845	事務用品等	72,000	57,640	事務用品等	82,000	73,485
什器備品購入費	0	0		0	0		0	0		0	0
修繕費	0	0		0	0		0	0		0	0
水道光熱費	0	0		0	0		30,000	51,372	車ガソリン	30,000	51,372
交際費	0	0		150,000	56,857	会議、交流会	80,000	10,000	慶弔等	230,000	66,857
広告宣伝費	0	0		0	0		15,000	6,000	新聞広告	15,000	6,000
賃借料	0	0		0	0		46,000	25,080	コピー機	46,000	25,080
使用料	0	0		13,000	10,175	体育館(自主事業)	30,000	17,691	コピー代	43,000	27,866
施設等評価費用	0	0		0	0		0	0		0	0
減価償却費	0	0		0	0		0	0		0	0
保険料	0	0		0	1,728		45,000	36,840	事務局等スポーツ庫費	45,000	38,568
諸会費	0	0		0	0		5,000	0		5,000	0
租税公課	1,000	600	各種証明	2,000	0		5,000	1,750	印紙等	8,000	2,350
消費税	0	0		0	0		0	0		0	0
研修費	0	0		0	0		0	0		0	0
支払手数料	2,000	1,760	振込手数料	2,000	0		30,000	25,190	振込手数料等	34,000	26,950
支払報酬	0	0		0	0		0	0		0	0
雑費	0	0		55,000	46,800	新聞購読	0	0		55,000	46,800
支払助成金											
支部活動助成金	0	0		494,000	533,500	4支部へ	0	0		494,000	533,500
競技部活動助成金	0	0		2,020,000	2,020,000	35競技団体へ	0	0		2,020,000	2,020,000
強化育成助成金	0	0		110,000	40,000	全国大会等出場者等へ	0	0		110,000	40,000
団体育成助成金	0	0		450,000	440,000	スポーツ少年団へ	0	0		450,000	440,000
市民体育祭助成金	0	0		0	0		0	0		0	0
支払負担金	0	0		0	0		70,000	68,800	県スポーツ協等へ	70,000	68,800
予備費	33,000	0		100,000	0		95,000	0		228,000	0
その他経費 計	687,000	614,310		3,529,000	3,445,915		913,000	579,494		5,129,000	4,639,719
経常費用 計	687,000	614,310		3,529,000	3,445,915		2,593,000	2,134,199		6,809,000	6,194,424
当期経常増減額	0	43,775		△3,499,000	△3,300,415		3,499,000	3,762,615		3,000	505,975

令和6年度 競技団体別事業報告

	事業名	期 日	参加人数
1	<陸上部>		
1	市町村駅伝大会	4/27	25
2	佐久市小学生駅伝大会	11/9	110
3	佐久市長距離記録会	3/8	250

2	<柔道部>		
1	第35回佐久市柔道選手権大会	11/5	115

3	<剣道部>		
1	佐久鯉祭り剣道大会	5/5	101

4	<長野県軟式野球連盟佐久市支部>		
1	佐久市360歳野球大会	10月	中止
2	佐久市少年野球大会	7/20, 21	200

5	<スケート部>		
1	佐久市スケート大会兼銀河連邦星のまちスケート競技会	R7, 1/11	48

6	<ソフトテニス部>		
1	佐久鯉祭ソフトテニス大会	4/27, 5/3~5	300
2	国体少年少女二次東信選考会	6/9	126
3	シングルス大会	9/1	20
4	小学生近郊大会	10/16	40
5	佐久選手権大会	9/22	90
6	佐久インドア大会	1/10, 17	68

7	<卓球部>		
1	第18回市民体育祭卓球大会	12/8	180
2	第18回佐久市卓球選手権大会	3/1	180

8	<スキー部>		
1	少年少女スキー教室	1/12, 19, 26	30
2	第20回佐久市スキー大会	3/2	70
3	佐久市パラダジュニアスキークラブ	1/11, 18, 25, 2/1, 8, 15, 22, 3/1, 8	24

9	<バスケットボール部>		
1	佐久地区中学校技術交歓大会	5/18, 19	390
2	佐久市長杯シバ大会	5/12	270
3	佐久市少女ミニバス大会	7/20	154
4	佐久地区中学校技術交歓大会	10/5, 6	270
5	猿谷杯シバ選手権	10/13, 14	315
6	佐久総合選手権	2/15, 16	90
7	県U12チャレンジリーグ戦	8/11, 31, 9/1, 8, 10/20, 11/10, 24, 1/12	800
8	佐久地区一般リーグ (夏季冬季)	4月~3月	740
9	3×3リーグ戦		250

10	<バレーボール部>		
1	第52回佐久バレーボール大会	7/28	120

11	<バドミントン部>		
1	バドミントン教室指導	9月~10月	10
2	第51回佐久市民バドミントン大会	2/2	120

	事業名	期 日	参加人数
12	<弓道部>		
1	佐久鯉祭り弓道大会	5/5	136
2	第48回佐久市民弓道大会	10/14	126
3	弓道教室	5~7月	20

13	<ソフトボール部>		
1	第20回佐久市壮年ソフトボール大会	5月~8月	1000
2	第20回佐久市民軟ソフトボール大会	7/2	200

14	<空手道部>		
1	定期活動	週3~5回	71
2	技術向上、強化、講習	県立武道館、油井道場	71
3	第36回佐久市空手道選手権大会	11/10	492

15	<ハンドボール部>		
1	市内高校生大会	5/4, 6	95
2	夏季春季交流大会	8/5, 6, 3/25	167
3	ジュニア教室	7/27, 2/8	63

16	<アーチェリー部>		
1	アーチェリー教室	4/3, 13, 27	15

17	<ゲートボール部>		
1	県選手権佐久支部大会	4/27	30
2	佐久市長杯GB大会	5/15	50
3	スパーニア佐久支部予選会	6/19	25
4	北信越佐久大会	7/3	25
5	県選手権 (男女別) 佐久支部予選	7/18	25
6	トリプル3佐久予選	8/8	40
7	佐久市寿ゲートボール大会	9/18	50

18	<硬式テニス部>		
1	佐久鯉祭市民テニスカップ	5/5	42
2	県佐久テニス大会シングルス	5/12	23
3	協会新緑白田テニス大会	5/26	22
4	協会ダブルス大会	6/30	28
5	県佐久テニス大会ダブルス	7/28	12
6	協会クラブ対抗戦	7/21	60
7	協会チーム対抗オープン大会	10/20	40
8	双信カップテニス大会	9/8	64
9	協会親睦ミックス大会	10/27	37
10	佐久市テニス教室	8月	12

19	<レスリング部>		
1	少年レスリング普及活動及び定期練習	年間	8
2	佐久市少年少女レスリング選手権大会	12/14	8

20	<ゴルフ部>		
1	第20回佐久市民ゴルフ大会	5/26	158
2	abn佐久市ジュニアゴルフ大会	7/30	112
3	第19回オール佐久市民ゴルフ大会	10/14	184

令和6年度 佐久市スポーツ協会事業報告書

	年 月 日	内 容
R6	4. 20、21	第55回佐久市強歩大会開催
	4. 27	第19回市町村対抗駅伝大会開催
	5. 13	監査会
	5. 19～	第20回佐久市壮年ソフトボール大会開催
	5. 26	第20回佐久市民ゴルフ大会開催
	5. 28	総務委員会 第1回理事会
	5. 28	定期総会 第2回理事会
	5. 30	佐久市スポーツ少年団総会
	6. 1	令和6年度佐久市・和光市スポーツ交流大会（和光市開催）
	6. 15	第20回佐久市少年少女サッカーフェスティバル開催
	7. 7	第20回佐久市ママさんバレーボール大会開催
	7. 18	広報編集委員会
	7. 20、21	第19回佐久市少年野球大会、佐久市少年少女3×3大会開催
	7. 30	第15回ab n佐久市ジュニアゴルフ大会開催
	8. 29	東信都市体育協会連絡協議会 佐久市開催
	9. 8	第37回佐久市望月駒道強歩大会開催
	9. 9	第19回佐久市マレットゴルフ大会
	9. 20	スポーツさくNO. 36発行
	9. 21、22	令和6年度静岡市・佐久市親善スポーツ交流会（佐久市開催）
	9. 18	第19回寿ゲートボール大会開催
	10. 9	第15回プラチナ寿バレーママさんバレーボール大会開催
	10. 20	第2回佐久平ハーフマラソン大会開催
R7	11. 10	祝 新佐久市誕生20周年 第18回佐久市小学生駅伝大会兼市町村対抗駅伝選手選考会開催
	11. 16	祝 新佐久市誕生20周年 第20回佐久市ドッジボール大会開催
	1. 11	祝 新佐久市誕生20周年 第58回佐久市スケート大会
	1. 22	広報編集委員会
	2. 6	第3回理事会
	3. 2	祝 新佐久市誕生20周年 第20回佐久市スキー大会開催
	3. 6、7	R6年度事業報告・R7年度事業計画 ヒアリング
	3. 8	祝 新佐久市誕生20周年 第3回佐久市長距離記録会開催
	3. 10	スポーツさくNO. 37発行
	3. 27	総務委員会 第4回理事会

<緒会議・会合>

理事会	4回
広報編集委員会	2回
総務委員会	2回

令和6年度 競技団体別事業報告

	事業名	期 日	参加人数
--	-----	-----	------

21 <ボウリング部>

1	佐久市スポーツ協会会長杯	毎月第4木曜	167
2	JB月例会	毎週月曜日	187
3	主管大会（年令別大会）	6/16	48

22 <サッカー部>

1	第7回佐久リーグU9リーグ大会	1月～3月	100
2	佐久市におけるキッズプログラムの推進	6/15、2/1、3/16	120
3	佐久市少年少女サッカー大会審判支援	6/15	4
4	シニアサッカー交流会	1月～3月	100
5	審判講習会（プラティカルトレーニング）	11/24	28

23 <合気道部>

1	合気道演武会	5/4	150
2	子ども夏期稽古	8/3	15
3	前期、後期審査会	7/13、12/14	60
4	無料体験教室	3/9	30

24 <マレットゴルフ部>

1	月例会大会・特別大会	4～10月	1,962
2	佐久鯉祭大会	5/5	163
3	マレットゴルフ教室	5月～7月	25
4	佐久市民大会	9/9	73
5	菅平サングリーン会員研修	9/25	53
6	役員研修会	10/13	35
7	和光市親睦マレットゴルフ	6/15	58
8	グランドチャンピオン大会	10/31	125

25 <カヌー部>

1	カヌー教室	7/13、20、27、28、29	220
2	カヌー教室	8/25	1

26 <スポーツダンス部>

1	ダンス交流会	7/28	60
---	--------	------	----

27 <熱気球部>

1	第27回サンタが空からやってきた	12/21、22	50
---	------------------	----------	----

28 <水泳部>

1	第50回佐久小諸地区学童水泳記録会	9/23	73
---	-------------------	------	----

29 <グラウンドゴルフ部>

1	佐久市グラウンドゴルフ月例会大会	第1、3火曜日	603
2	佐久平大会	年8回	317

30 <ドッジボール部>

1	第22回佐久地区ドッジボール大会	6/1	60
2	ドッジボール講習会	8月～11月	400
3	大会 帯同審判員講習会	11/2	160
4	第20回佐久市小学生ドッジボール大会	11/16	500

	事業名	期 日	参加人数
--	-----	-----	------

31 <ママさんバレーボール部>

1	佐久市ママさんバレーボール大会	7/7	190
2	リーグ戦望月・臼田地区	6～7月、10～11月、5～10月	80
3	佐久市77歳ママさんバレーボール大会	10/9	250
4	コスモス杯ママさんバレーボール大会	11/10	165

32 <少林寺拳法部>

1	少林寺拳法修練	毎週水・木・土・日	20
2	佐久市スポーツ教室	9/4～6回（水）	17
3	稽古はじめ	1/11	15

33 <ペタンク部>

1	定例会	4月～11月	7
2	月例会	年6回	7

34 <ポールウォーキング部>

1	例会ウォーク 年9回	4/7、5/5、6/2、7/7 8/4、9/1、10/6、11/3、12/1	463
2	さくらさく小径 散策	4/14	66
3	東御市/八重原 散策	5/19	66
4	パラダ散策	6/9	62
5	立科/芦田宿 散策	7/14	42
6	虚空蔵山 散策	8/18	53
7	碓井峠散策	9/8	48
8	女神湖散策	10/13	65
9	講演会	11/17	50
10	室内ポールウォーキング	1/18、2/9	82

35 <ソフトバレーボール部>

1	審判講習会	5/8	22
2	第25回佐久平ソフトバレーボール大会	6/16	130
3	2024年度佐久平ソフトバレーボールフェスティバル	12/22	190
4	第17回佐久平ソフトバレーボール交流会	2/24	160

【支部活動】

佐久支部

1	浅間・野沢・中込・東・地区スポ協で実施
---	---------------------

臼田支部

1	第57回臼田小満祭弓道大会	5/19	93
2	第66回350歳野球大会	8/14	268
3	第46回臼田地区ソフトボール大会	9/28	285
4	第50回臼田地区バレーボール大会	10/27	100

浅科支部

1	浅科地区グラウンドゴルフ大会	7/18	45
2	浅科地区綱引き大会	中止	

望月支部

1	望月ソフトバレーボール大会	8/25	54
2	第37回佐久市望月駒道強歩大会	9/8	196
3	望月地区グラウンドゴルフ大会	10/11	25
4	望月地区ゲートボール大会	10/3	15
5	第54回望月青少年剣道大会	2/23	150

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市インターンシップ事業補助金			
事務事業名称	雇用確保安定事業	事務事業コード	3511-1	
所 管	経 済	部	商 工 振 興	課 商業振興・雇用 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市インターンシップ事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 22 年度(経過年数 15 年)	終期設定	(有)・無	終期 令和 7 年度
目的	企業のPRの場や、学生の就業体験の場としてインターンシップ事業を実施することにより、学生の市内企業への就業、市内企業の人材確保を支援する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	実習生向け補助金:交通費上限10,000円、宿泊費上限1泊5,000円×10泊			
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	☐ 不特定団体		☒ 個人	
指標設定	設定の考え方	本補助金を活用し、インターンシップ事業に参加した実習生の人数		目標値 20人
	指標が数値でない場合の評価方法	—		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	1 件	8 件	
決算額(予算額)	10,000 円	98,000 円	525,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	10,000 円	525,000 円
指標	目標値 (単位)	20 人	20 人
	実績値 (単位)	1 人	8 人
	達成率	5.0 %	40.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・市内企業のPRの場や、学生の就業体験の場の提供という行政目的を達成するための手段として、妥当性がある。 ・県外の学生も対象となっているため、交通費1万円および宿泊費1泊5000円(10泊限度)という金額は妥当である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・市内企業や学生等に向けて、引き続き市ホームページ等で制度の周知を図るとともに、企業が行うインターンシップの説明会などにおいて、学生への交通・宿泊の補助についても承知していただき、利用率の向上を目指す。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑧補助額は実費満額(上限設定あり)と定めている。本補助金は、市内事業所における就業体験の機会を提供することにより、職業選択能力及び就業意識の向上を図るとともに、市内事業所に対する理解促進を図り、人材確保による地域活性化に資することを目的としているが、元々市内に実家等がない学生も参加しやすいよう、学生の負担を軽減するためにこのような制度設計としている。

改正

平成27年 3月25日告示第49号

令和 5年 3月22日告示第60号

令和 7年 1月28日告示第42号

佐久市インターンシップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学生等の市内事業所における就業体験の機会を提供することにより、職業選択能力及び就業意識の向上を図るとともに、市内事業所に対する理解促進を図り、人材確保による地域活性化に資することを目的とし、市内事業所においてインターンシップに参加した学生（以下「インターンシップ実習生」という。）の負担を軽減するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による大学（大学に置く大学院を含む。）、同法第108条の規定による短期大学、同法第115条の規定による高等専門学校若しくは同法第124条の規定による専修学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第3号に規定する職業能力開発大学校若しくは同法第31条に規定する職業訓練法人に在籍する学生その他市長が特に認める学生をいう。
- (2) 市内事業所 市内に本社、支店、営業所等を有する事業所であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行う事業所及び資本金30億円以上又は市内の事業所における総従業員数が1,000人以上の事業所を除く。
- (3) インターンシップ 大学生等が在学中に自らの専攻及び将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと（資格取得等の実習、学校等が実施する職場体験実習等を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内事業所において実施されるインターンシップに参加する大学生等であること。
- (2) インターンシップが原則1日以上実施され、参加する者であること。
- (3) インターンシップを受け入れる市内事業所との間に雇用契約等がない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 就業体験の機会の提供を目的としたものであること。
- (2) 就業体験の実習内容等を事前に明確に定めたものであること。
- (3) 労働関係法令が遵守されたものであること。
- (4) 参加する大学生等に係る採用選考面接等の活動でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、領収書等で確認ができない経費その他市長が適当でないと認める経費については補助対象外とする。

- (1) 旅費 インターンシップに参加するために要した公共交通機関等の利用に関する費用の額で、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 居住地からインターンシップを行う市内事業所又は宿泊場所までの往復の移動に要した交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、有料道路通行料等）で、経済的かつ合理的と認められるもの
 - イ 宿泊を伴うインターンシップの場合において、宿泊場所から市内事業所までの往復の移動に要した交通費（鉄道賃、バス賃、デマンドタクシー賃等）で、経済的かつ合理的と認められるもの
- (2) 宿泊費 インターンシップに参加するために要した宿泊施設の利用に関する費用の額で、10泊を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとし、同一年度につき一人当たり2回までを限度とする。ただし、国、県その他の団体による同種の補助制度の交付を受けた場合は、補助対象経費の額から当該同種の補助制度で受ける補助金の額を控除するものとする。

(1) 旅費(前条第1号に掲げる場合) 実費とし、上限を10,000円とする。

(2) 宿泊費(前条第2号に掲げる場合) 実費とし、1泊あたり5,000円を限度とする。

2 前項各号の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする大学生等は、インターンシップ事業終了後速やかに佐久市インターンシップ事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 佐久市インターンシップ事業実施報告書(様式第2号)

(2) 学生であることを確認できる書類等

(3) 居住地を確認できる書類等

(4) 補助対象経費の内容を確認できる領収書等で、発行者が明確に確認できるもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、事業の適正な実施を確認したときは、交付の決定を行うとともに、大学生等に対し、佐久市インターンシップ事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、大学生等が偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金が既に交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成27年3月25日告示第49号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日告示第60号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年1月28日告示第42号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

インターンシップ補助金実施状況

●令和5年度

申請件数(学生数)		1
インターン先		1
補助額	交通費	10,000
	宿泊費	0
	合計	10,000

●令和6年度

申請件数(学生数)		8
インターン先		8
補助額	交通費	73,000
	宿泊費	25,000
	合計	98,000

長野県佐久市の企業で インターンシップ!

長野県佐久市の企業で
インターンシップを行った学生のみなさんへ
交通費・宿泊費を補助します!

佐久市インターンシップ

Q 検索



補助内容

交通費補助

インターンシップのために要した
公共交通機関等の利用に関する費用
(上限1万円)

宿泊費補助

インターンシップのために要した
宿泊施設の利用に関する費用
(1泊当たり上限5千円、10泊以内)

対象者

- 大学・短期大学・高等専門学校・
専修学校等に在籍する学生
- 職業能力開発短期大学校・職業能
力開発大学校・職業訓練法人等に
在籍する学生

※高校生は対象外

手続きの流れ

事前申請不要です!

インターンシップ実施後にお手続きください。

STEP 01

佐久市の企業で
インターンシップ

STEP 02

補助金交付申請
書等を市に提出
※提出に必要な書類
等はHPをご覧ください。

STEP 03

補助金交付
決定・支払い

※資格取得のための実習や学校等が実施する職場体験実習等は補助対象外です。
※申請時に交通費・宿泊費の領収書が必要となります。
※実施報告書には、在籍する教育機関・受け入れ事業所からのコメント等が必要です。

その他詳細は佐久市のHPをご確認ください!

問い合わせ先

長野県佐久市役所 商工振興課 商業振興・雇用係

(〒385-8501 長野県佐久市中込3056)

TEL : 0267-62-3265

E-mail : syoke@city.saku.nagano.jp



令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	販路開拓支援事業補助金			
事務事業名称	販路開拓支援事業	事務事業コード	3411-1	
所 管	経済 部	商工振興 課	工業振興・産業立地推進	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則		法令種別	規則
始期	平成 27 年度(経過年数 10 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	市内企業が持つ独自の技術や製品及び企業の存在を市内外に広く知ってもらうことで、受注機会の創出・拡大を図る。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	商工業者が展示会等の出展に要する経費の30%以内(限度額:国内10万円、国外45万円)			
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの) ☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☒ 不特定団体 ☐ 個人			
名称(個人は除く)		展示会等に出展を行う市内に営業所又は事業所を有する法人(個人事業主を含む。)		
指標設定	設定の考え方	補助対象となる展示会等への出展件数(国内7件・海外3件)	目標値	10件
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数		8 件	11 件	
決算額(予算額)		1,097,000 円	1,638,000 円	1,900,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	1,097,000 円	1,638,000 円	1,900,000 円
指標	目標値	(単位) 10 件	(単位) 10 件	(単位) 10 件
	実績値	(単位) 8 件	(単位) 11 件	
	達成率	80.0 %	110.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	コロナ禍後、国内外問わず様々な展示会等が再開され始め、それに伴い実績も増えてきている。新たな販路を開拓し、事業の拡大を図るためには、展示会等への出展が効果的であるが、展示会が多様化していることから、ニーズを把握し成果が得られるよう手法等の見直しを検討。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	コロナ禍後、国内外問わず様々な展示会等が再開され始め、それに伴い実績も増えてきている。新たな販路を開拓し、事業の拡大を図るためには、展示会等への出展が効果的であるが、展示会が多様化していることから、ニーズを把握し成果が得られるよう手法等の見直しを検討。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤これまで、市内企業が持つ独自の技術や製品、また企業自身の存在を市内外に広く知ってもらい受注機会の創出・拡大を図るためには展示会等の出展が効果的であり、継続的な支援が必要であるとし終期を定めていない。
今後、補助金の効果検証や見直しの機会とするため、5年以内(市単独補助終期)を目途に終期の設定を検討。

平成 27 年 4 月 1 日 制定
平成 30 年 11 月 1 日 改定
令和 5 年 4 月 1 日 改定

販路拡大支援事業事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、佐久市商工業振興条例施行規則（平成 17 年佐久市規則第 117 号）別表に定める販路拡大支援事業の事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に営業所又は事業所を有する法人（個人事業主を含む。以下同じ。）とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の実施に当たり、国、県その他の団体の補助制度を併用しようとするときは、補助対象経費の額から当該他の補助制度で受ける補助金の額を控除したものを補助対象経費とする。

2 補助金に 1,000 円未満の端数金額があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 国内（市内を除く。以下同じ。）の展示会、見本市等（以下「展示会等」という。）への出展 補助対象経費の 30 パーセント以内の額（限度額は 10 万円）
- (2) 海外の展示会等への出展 補助対象経費の 30 パーセント以内の額（限度額は 45 万円）

(補助金の交付回数等)

第 5 条 補助金の交付は、同一年度内において、補助事業者ごとに前条各号につき 1 回限りとする。ただし、本市の事業に関連して展示会等へ出展するときは、この限りでない。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付申請時の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 企業に係る市町村民税納税証明書
- (4) 展示会等の内容の分かるもの
- (5) 出展する商品の概要（パンフレット等）

(完了報告)

第 7 条 補助金の完了報告時の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費の支払いに係る証拠書類（領収書等）の写し
- (4) 出展の様子が分かるもの（写真等）

(5) 当日配布したパンフレット等（作成した場合）

（特例内容の周知）

第8条 第5条ただし書きの規定の適用に当たっては、当該展示会への出展募集を市ホームページ等により広く一般に周知するものとする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	経費の区分	経費の詳細
市外（海外を含む。）における国、地方公共団体その他市長が認める団体が主催、共催、又は後援する展示会等（即売を主とするものを除く。）への出展に要する経費であって、右欄に定めるもの	出展料	主催者に支払う小間料
	装飾料	ブースの基本装飾・基本備品等 （レンタルも可）
	輸送費	国内及び海外輸送費で、展示に必要な物品等（商品、パンフレット、装飾備品等）
	旅費	会場までの往復交通費等（海外への出展の場合は、国内旅費を除く。） ただし、鉄道運賃についてはグリーン車以上、航空運賃についてはビジネスクラス以上の特別に付加された料金は対象外とする。 （3名分まで可）
	宿泊費	国内への出展の場合は、展示会等開催期間前後1泊まで 海外への出展の場合は、展示会等開催期間の前泊2日以内、後泊1日分まで いずれも飲食費は除く。 （3名分まで可）
	広告宣伝費	パンフレット、ポスター作成費等 （1,000部まで）
	通訳代	海外への出展の場合 （展示会等開催期間中のみ）
	雑費	その他展示会等出展に係る経費

令和5年度販路拡大支援事業

	事業所名	展示会名	場所	展示会期間	確定額
1	(株) 大進	第20回長野しんきんビジネスフェア2023	国内	5/10 ~ 5/10	44,000
2	合同会社はぎもの工房うえの	知覧新茶を祝う、武家屋敷の市『茶と〇(マル)』	国内	5/19 ~ 5/21	93,000
3	(株) レプトリノ	2023国際ロボット展	国内	11/29 ~ 12/2	100,000
4	コトヒラ工業(株)	FOOMJAPAN 2023	国内	6/6 ~ 6/9	100,000
5	農業生産法人有限会社 米耕農	RBHK RESTAURANT & BAR	海外	9/5 ~ 9/7	60,000
6	(株) シナノ	第50回国際福祉機器展	国内	9/27 ~ 9/29	100,000
7	橘倉酒造(株)	Vinexpo in Paris 2024	海外	2/12 ~ 2/14	270,000
8	(一社) 長野欧州貿易機構	在リヨン領事事務所天皇誕生日祝賀レセプション	海外	2/13 ~ 2/13	330,000

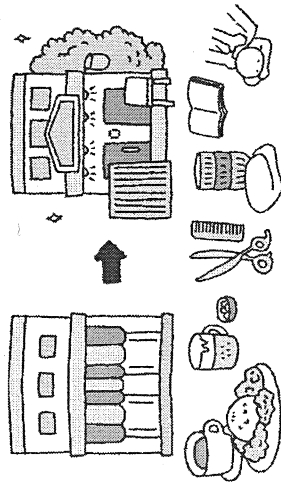
令和6年度販路拡大支援事業補助金

	事業所名	展示会名	場所	展示会期間	確定額
1	吉田工業株式会社	全国知識製造業回議2024	国内	4/12 ~ 4/12	100,000
2	合同会社はぎもの工房うえの	知覧新茶を祝う、武家屋敷の市『茶と〇(マル)』	国内	5/17 ~ 5/19	100,000
3	株式会社トライネクスト	全国知識製造業回議2024	国内	4/12 ~ 4/12	100,000
4	株式会社土屋酒造店	SEOUL SAKE FESTIVAL 2024	海外	5/25 ~ 5/26	68,000
5	株式会社レプトリノ	第42回日本ロボット学会学術講演会	国内	9/4 ~ 9/6	100,000
6	千曲錦酒造株式会社	居酒屋の未来を創造する-居酒屋Japan 大阪会場	国内	7/2 ~ 7/3	0
7	コトヒラ工業(株)	FOOMJAPAN 2024	国内	6/4 ~ 6/7	100,000
8	株式会社井上寅雄農園	おいしい信州ふーど発掘商談会in東京	国内	8/28 ~ 8/28	65,000
9	株式会社井上寅雄農園	日本ふるさと名産食品展inロサンゼルス&ニューヨーク	海外	11/2 ~ 11/10	450,000
10	(一社) 長野欧州貿易機構	Japan Expo Paris 2024	海外	7/11 ~ 7/14	450,000
11	EDIT COFFEE ROASTERY	COFFEE COLLECTION 2024	国内	11/2 ~ 11/3	100,000

事業中止

お店を開業したい

例 #小売業 #飲食業 #サービス業 #個人事業主



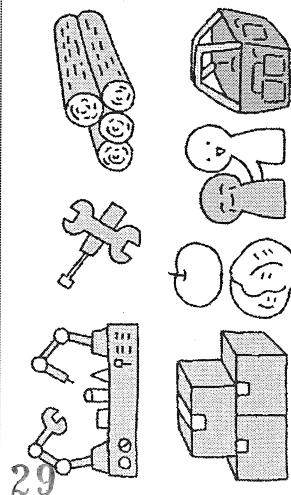
※ R6リニューアル 佐久市空き店舗対策事業補助金

空き店舗改修・賃借	補助率	限度額
市内に在者	3分の1	70万円(1回限り)
市外に在者		30万円(1回限り)
市内に在者	30%	3万円/月(3年間)
市外に在者		2万円/月(3年間)

過去(5年以上前)に本補助金を受けた方が、さらに新規に開店する場合、補助金の対象となります。

商品開発をしたい

例 #医療業 #老人福祉事業 #介護事業 #製造業 #飲食料品小売業 #無店舗小売業 ※業種制限なし



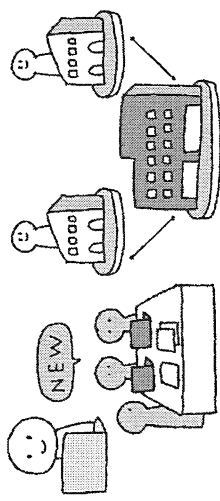
佐久市ものづくり支援事業補助金※

共同開発	補助率	限度額
市内に事業所を有する中小企業者の割合が半数以上を占める共同開発事業	10分の5	500万円

※対象者が医療業、老人福祉又は介護事業を営む事業所と共同開発するものである場合は、対象事業1件につき限度額を100万円加算します。

テレワーク施設を開設・利用したい

例 #中小企業者 #個人事業主 ※業種制限なし



テレワーク施設の整備費用補助

テレワーク施設等の設置に係る費用	限度額
市内全域(新設)	150万円

主な要件として、令和10年3月31日までに着手するものに限ります。

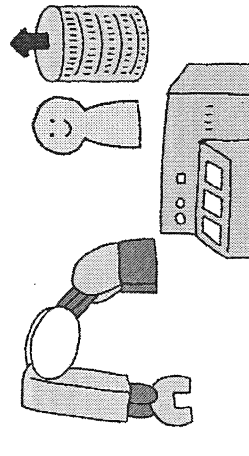
サテライトオフィスの賃借料の補助

賃借料補助	補助率	限度額
市内全域(新設)	賃借料の30%以内	3万円/月(3年間)

主な要件として、3年以上の賃貸借契約を締結しなければなりません。

先端設備を導入したい

例 #中小企業者 #個人事業主



固定資産税の課税標準 3年間 1/2に軽減

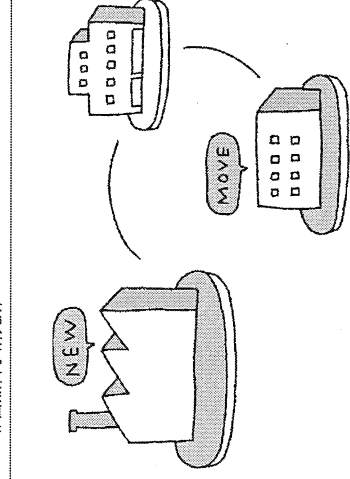
【条件】直前の事業年度と比較し、1.5%以上の買上げ方針を計画内に位置付け、従業員に表明した上で、機械装置(160万円以上)、器具備品(30万円以上)など、先端設備の導入に関して、事業計画の認定を受けた場合

固定資産税の課税標準 5年間 1/4に軽減

【条件】直前の事業年度と比較し、3.0%以上の買上げ方針を計画内に位置付け、従業員に表明した上で、機械装置(160万円以上)、器具備品(30万円以上)など、先端設備の導入に関して、事業計画の認定を受けた場合

用地取得に関する補助を知りたい

例 #製造業 #道路貨物運送業 #倉庫業 #こん包業 #卸売業 #情報通信業 #コールセンター業 #自然科学研究所

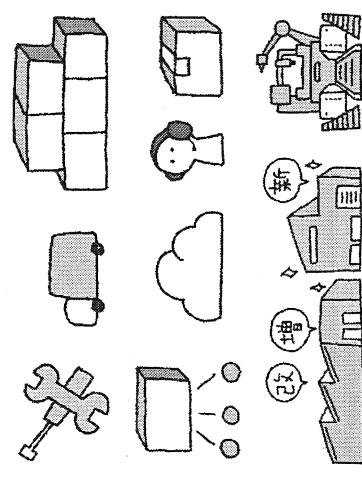


工場等用地取得

	補助率	限度額
特定地域内に工場等を新設、移設又は増設するための用地取得	30%	3億円
	50%	5億円
特定地域外に工場等を新設、移設又は増設するための用地取得	10%	1億円
	15%	1億5,000万円

設備投資をしたい

例 #製造業 #道路貨物運送業 #倉庫業 #こん包業 #卸売業 #情報通信業 #コールセンター業 #自然科学研究所

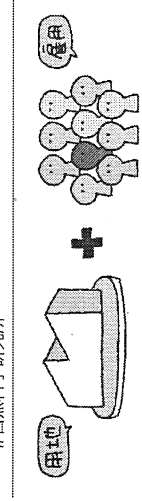


設備投資

	補助率	限度額
市内企業	取得費の5%	2,500万円
市外企業	固定資産税相当額の100%	限度額無し

雇用に関する補助を知りたい

例 #製造業 #道路貨物運送業 #倉庫業 #こん包業 #卸売業 #情報通信業 #コールセンター業 #自然科学研究所



新規雇用	取得面積	新規雇用者数		補助額
		中小企業	大企業	
特定地域	1,000㎡以上	10人以上	30人以上	新規雇用者(1年以上雇用)×40万円
特定地域以外	3,000㎡以上	10人以上	30人以上	

・新規雇用者(1年以上雇用)×40万円

(移住者雇用の場合は80万円/人)

・操業開始時から3年間補助対象

・移住者1人の雇用＝市内雇用2人分としてカウント

【条件】

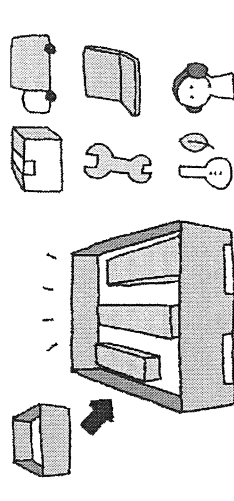
① 工場等用地取得補助事業の対象事業。

② 新規雇用者を1年以上継続して雇用。

③ 補助金の交付額が5千円を超える場合は2年間の分割交付。

空き工場を活用したい

例 #製造業 #道路貨物運送業 #倉庫業 #こん包業 #卸売業 #情報通信業 #コールセンター業 #自然科学研究所



新規雇用		新規雇用者数		補助率	限度額
		中小企業	大企業		
市内全域	新設	5人以上	10人以上	工場等の賃借料の30%以内	1か月当たり10万円
	移設	3人以上	5人以上		
	増設	1人以上	3人以上		

【条件】

① 3年以上賃貸借契約を締結しなければなりません。

② 市内に工場等を有する方は、市内全事業所の総従業員数が規定以上の増加をする必要があります。

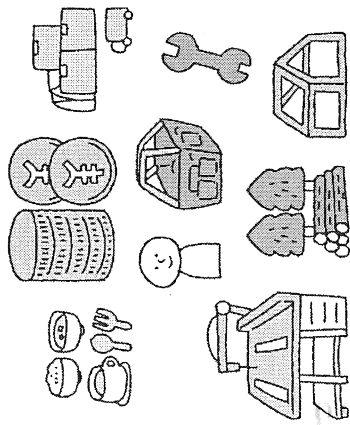
③ 補助金を受けている期間は、規定以上の雇用者を維持しなくてはなりません。

融資を受けたい

例 #製造業 #建設業 #サービス業 #小売業 #卸売業 #中小企業者 #個人事業主 #その他産業

中小企業振興振興資金融資制度

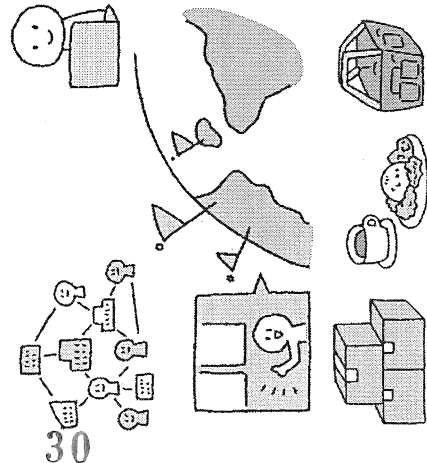
中小企業振興資金		利率	貸付限度額
設備資金		年1.9%	3,000万円
運転資金			2,000万円
小口零細企業振興資金		利率	貸付限度額
設備資金		年1.5%	合わせて2,000万円
運転資金			
地域産業ブランド力向上支援資金		利率	貸付限度額
設備資金		年1.6%	合わせて4,000万円
運転資金			
環境・エネルギー対策資金		利率	貸付限度額
設備資金		年1.6%	合わせて5,000万円
運転資金			
原油価格・物価高騰対策分		利率	貸付限度額
設備資金		年1.3%	2,000万円
運転資金			
創業支援資金		利率	貸付限度額
設備資金		年1.1%	2,000万円
運転資金			1,500万円



※他にも融資メニューがありますので、詳細はお問合わせください。
 ※地域産業ブランド力向上支援資金と環境・エネルギー対策資金分は、3年間、市が1.0%利子を負担します。
 ※原油価格・物価高騰対策分は3年間、市が1.1%利子を負担します。
 ※創業支援資金は開業前、空き店舗を利用して創業した場合は、3年間、市が0.8%利子を負担します。

販路を拡大したい

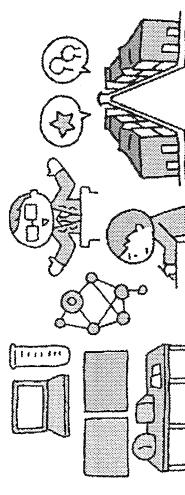
例 #製造業 #卸売業 #小売業 #飲食業 #サービス業 #医療・福祉業 #個人事業主



販路拡大	補助率	限度額
国内展示会への出展	30%	10万円
海外展示会への出展	30%	45万円

商工団体等への支援を知りたい

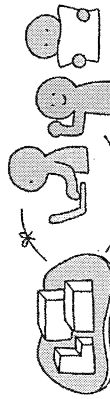
例 商工団体又は共同で行う商工業者



販路拡大・技術向上	補助率	限度額
研修会、講演会、展示会等の開催	30%	20万円
新技術開発、共同受注の研究	30%	30万円
ネットワーク化、共同化	50,000円+1,000円×社数	
商店街環境施設整備	補助率	限度額
環境施設整備や装飾事業	30%	500万円
商店街等活性化	補助率	限度額
商店街等の活性化を目的に、広く誘客を図るために行われる事業	30%	30万円

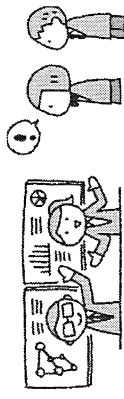
佐久市勤労者互助会に加入しませんか

例 #中小企業者 #個人事業主 ※業種制限なし



佐久市勤労者互助会は、働く皆さんの生活の安定と福祉の向上のために、主に共済金の給付や福利厚生事業を行っています。佐久市内にある中小事業所の従業員および事業主の方はどなたでも入会できます。

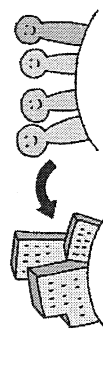
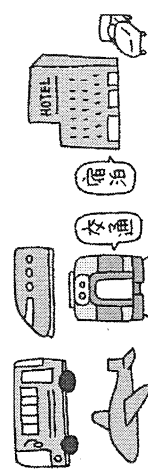
佐久市職業安定協会の加入をご検討下さい



佐久職業安定協会は、佐久公共職業安定所管内の企業や団体が加入した際の、合同企業説明会の開催や、高校生向けの企業PRイベントなどを行っています。
 ※年会費(従業員数により異なります)および開業事業により別途参加費負担がかかります。

インターンシップの実施に力を入れたい

例 #インターンシップ #学生 #U・I・Iターン #製造業 #建設業 #医療・福祉業 ※業種制限なし



インターンシップ交通費・宿泊費の補助

交通費	限度額
公共交通機関の利用に関する費用	1万円
宿泊費	限度額
宿泊施設の利用に関する費用	1泊当たり上限5千円、10泊以内

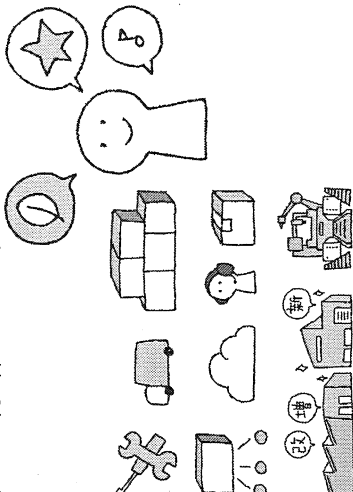
佐久市内の企業でインターンシップを行う学生のみならず、インターンシップのために要した交通費・宿泊費を補助します。

省エネ化を図りたい

例 #中小企業者 #個人事業主 ※業種制限なし

佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金

LED照明設備、空調設備、ボイラー・給湯設備、業務用冷蔵庫・冷凍設備、産業用動力・変圧器その他事業に必要な設備の更新について、助成対象経費の1/2以内(上限50万円)で助成金を交付します。詳しくはお問い合わせください。



YOBOZE!が複業人材との協業による事業課題解決の機会を創出。コーディネーターが複業人材との協業を全面サポートします。方へのヒアリングや、協業の魅力を発信。契約事務から事務におけるフォローアップまで支援します。

1 基本情報

補助金等名称	私立保育所運営費補助金			
事務事業名称	私立保育所委託等事業	事務事業コード	4322-8	
所 管	福祉	部	子育て支援	課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市私立保育所運営費補助金交付要綱				法令種別	要綱
始期	平成	17	年度(経過年数 20 年)	終期設定	(有) (無)	終期 令和 年度
目的	健全な運営を促進し、保育所等に入所している児童の処遇向上を図るため、私立保育所等の運営等に関する経費に対し補助金を交付する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	(1)運営費・・・12月1日の児童数に8,700円を乗じて得た額(入所定員を限度) (2)児童給食費・・・12月1日の児童数に2,100円を乗じて得た額(入所定員を限度) (3)職員被服費・・・12月1日の勤務している正規職員数に5,000円を乗じて得た額					
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体		☐ 個人			
	名称(個人は除く)		私立保育所等			
指標設定	設定の考え方		私立保育所等の入所児童数(延べ人数)を目標値とする。		目標値	12,560人
	指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数		12 件	12 件	
決算額(予算額)		12,463,800 円	12,950,800 円	19,400,000 円
財源内訳	特定財源 (国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	12,463,800 円	12,950,800 円	19,400,000 円
指標	目標値 (単位)	12,560 人	12,560 人	12,560 人
	実績値 (単位)	13,179 人	13,670 人	
	達成率	104.9 %	108.8 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・入所児童数は増加しており、行政目的達成の手段として妥当性がある。 ・達成率は100%を超えて推移しており、保育の質の向上に寄与していることから、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めるとともに、終期が到来するまでに私立保育所等の運営状況を把握し、補助金のあり方について見直しを検討する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤私立保育所等の運営状況を把握し、補助金のあり方についての見直しや、終期の設定を検討していく。		

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定による市長の認可を得た小規模保育事業並びに同法第35条第4項の規定により設置された私立保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「私立保育所等」という。）の運営等に関する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次の表のとおりとする。

対象事業	対象経費	補助金の額
私立保育所等運営事業	(1) 運営費	当該私立保育所等に当該年度の12月1日現在入所している児童数に8,700円を乗じて得た額とする。ただし、入所定員を限度とする。
	(2) 児童給食費	当該私立保育所等に当該年度の12月1日現在入所している児童数に2,100円を乗じて得た額とする。ただし、入所定員を限度とする。
	(3) 職員被服費	当該私立保育所等に当該年度の12月1日現在勤務している正規職員数に5,000円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、私立保育所等運営費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算書
- (2) 正規職員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の基準に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に決定書を交付して通知するものとする。

(事業実績報告書)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、私立保育所等運営費補助事業実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、私立保育所等運営費補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐久市において、私立保育所の運営等に関する経費に対する補助金の交付についてなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年8月19日告示第123号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年1月28日告示第35号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市私立保育所等運営費補助金交付要綱第1条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

1 基本情報

補助金等名称	私立幼稚園運営補助金			
事務事業名称	私学振興事業		事務事業コード	1112-1
所 管	福祉	部	子育て支援	課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市私立幼稚園運営費補助金交付要綱				法令種別	要綱
始期	平成 18 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和	年度
目的	幼児教育の振興を図るため、佐久市内に設置された私立幼稚園に対して補助金を交付する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	当該年度の5月1日現在の園児数(その数が当該幼稚園の定員の数を超えるとときは、当該定員の数)に3,000円を乗じた額を交付する。					
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体		☐ 個人			
	名称(個人は除く)	市内私立幼稚園(令和7年4月1日現在4園)				
指標設定	設定の考え方	当該年度の5月1日現在の園児数をもとに、在籍する幼稚園に補助金を交付する。			目標値	
	指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	5 件	5 件	
決算額(予算額)	2,088,000 円	1,926,000 円	1,890,000 円
財源内訳	特定財源 (国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	2,088,000 円	1,890,000 円
指標	目標値 (単位)	696 人	642 人
	実績値 (単位)	696 人	642 人
	達成率	100.0 %	100.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数は減少しているが、私立幼稚園の経営を支え、教育の質の向上を図る必要があるため、行政目的達成の手段として妥当性がある。 ・達成率は100%で推移しており、幼児教育の振興に寄与していることから、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めるとともに、終期が到来するまでに私立幼稚園の運営状況を把握し、補助金のあり方について見直しを検討する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤保育所等の利用者が増える中、幼稚園による児童の受入は待機児童対策としても重要なため、運営における補助を継続する必要があるが、補助金のあり方についての見直しや、終期の設定を検討していく。		

佐久市私立幼稚園運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育の振興を図るため、佐久市内に設置された私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定による学校法人が設置する幼稚園をいう。
- (2) 園児数 学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）により毎年5月1日現在で調査した園児数をいう。
- (3) 定員 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する収容定員をいう。

(補助額)

第3条 補助金の額は、当該幼稚園の園児数（その数が当該幼稚園の定員の数を超えるときは、当該定員の数）に3,000円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）は、私立幼稚園運営費補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 当該年度収支予算書
- (2) 当該年度の5月1日現在の園児名簿
- (3) 園則

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 設置者は、当該年度の3月20日までに実績報告書（様式第3号）に収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第4号）により設置者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	地域おこし協力隊起業支援補助金				
事務事業名称	地域おこし協力隊起業支援事業	事務事業コード	7122-5		
所 管	企画	部	企画	課	企画調整 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱			法令種別	要綱	
始期	平成 30 年度(経過年数 7 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和	年度
目的	国では、人口減少や高齢化等が著しい地方において、地域外の人材を誘致し、その定住・定着を図る取組の積極的な推進を図っており、本市においても、地域おこし協力隊員の本市への定住促進及び地域の活性化を図るため、隊員が市内で起業・事業継承に要する経費に対して補助金を交付する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	隊員が市内で起業・事業継承に要する設備費、備品費、賃貸費等について、特別交付税措置の範囲内で10/10以内(上限100万円)を補助する。					
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体		☒ 個人			
	名称(個人は除く)					
指標設定	設定の考え方		補助金を活用し、任期満了後に市内で起業・事業承継に至った件数を指標とする。		目標値	1人
	指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数			0 件	1 件	
決算額(予算額)			0 円	1,000,000 円	0 円
財源内訳	特定財源 (国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円
	一般財源		0 円	1,000,000 円	0 円
指標	目標値	(単位)	4 人	1 人	1 人
	実績値	(単位)	0 人	1 人	
	達成率		0.0 %	100.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・任期満了後に起業等を計画している隊員からニーズがあり、本市への定住・起業につながっている。 ・本補助金を活用した隊員は、地域に定住し、地域の活性化に資する活動を行っていることから一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり	
今後の取組方針	・本補助金により、隊員が市内に定住し、地域の活性化に資する活動を行っており、一定の効果が認められることから、現行通り継続とする。 ・補助金交付後の隊員の活動状況や定住状況を把握し、補助金の目的が達成されているかどうか確認する必要がある。 ・指標の考え方を明確にするため、指標設定の見直しを行い、令和6年度より新しい指標で評価を行った。	

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤特別交付税が措置されている間は継続していく考えだが、効果検証等を行い、必要に応じて見直しを行う。

⑧特別交付税が措置されているため、その範囲内で補助金を交付する。

特別交付税措置期間

改正

平成30年 7 月 26 日 告示第129号

令和元年12月20日告示第163号

佐久市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊の隊員の本市への定住促進及び市の活性化を図るため、地域おこし協力隊の隊員が市内で起業・事業継承するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、佐久市地域おこし協力隊設置要綱（平成28年佐久市告示第39号。以下「設置要綱」という。）に定める地域おこし協力隊の隊員又は隊員であった者（以下「隊員」という。）であって、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 地域おこし協力隊の任用期間終了の日から起算して前1年以内の者

(2) 地域おこし協力隊の任用期間終了の日から1年以内の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 隊員としての任用期間が1年未満の者

(2) 設置要綱第6条の規定により解職された者

(3) 市税等に滞納がある者

(4) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者自らが市内で起業する事業又は引き継ぐ事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市の活性化に資するものであること。

(2) 公序良俗に反しないものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 設備費、備品費及び土地・建物賃借費

(2) 法人登記に要する経費

(3) 知的財産登録に要する経費

(4) マーケティングに要する経費

(5) 技術指導受入れに要する経費

(6) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内の額とし、100万円を上限とする。

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）によるものとする。

2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の内容変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ佐久市地域おこし協力隊起業等支援補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助対象事業を中止しようとするとき。
- （2） 補助金の額が増額又は減額となる変更をしようとするとき。
- （3） 事業内容を変更しようとするとき。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市地域おこし協力隊起業等支援補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第6号）
- （2） 収支清算書（様式第7号）
- （3） 清算金額が確認できる請求書及び領収書
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付請求）

第9条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、佐久市地域おこし協力隊起業等支援補助金概算払請求書（様式第9号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月26日告示第129号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日告示第163号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第7号(第8条関係)

収支精算書

(1) 収入の部

単位:円

区分	金額	摘要
補助金	1,000,000円	地域おこし協力隊起業等支援補助金
自己資金	5,607円	
計		

(2) 支出の部

単位:円

区分	金額	摘要
就農準備資機材	1,005,607円	内訳は下記の表参照
計		

支出内訳			申請時
✓ 共立 斜面刈り機 SP431F	217,000円		230,999
✓ ヴェノア TRZ265W 草刈機	44,667円		39,800
✓ マキタ 18V充電式草刈機 MUR190SDWF	36,750円		34,800
✓ 高森コーキ 米麦水分測定器 米名人 KM-1	22,770円		22,770
✓ ロンマ ハーベスター MT-S311	53,000円		53,000
✓ マメトラ 耕運機	35,000円		35,000
✓ アルミブリッジ 6尺	17,800円		17,800
✓ 種まき ごんべえ 1条播種機 HS-600LH	43,100円		43,700
✓ 国光社 製粉機 やまびこ号 L型 L-SB	111,800円		118,000
✓ マキタ 丸ノコ 18V 充電式 電動のこぎり MAKITA XSS02Z	22,980円		22,980
✓ Jackery Solar Generator 400 ポータブル電源 ソーラーパネル セット	47,940円		55,930
✓ ブラザー レーザープリンターMFC-L3780CDW	44,000円		48,200
✓ 14インチMacBook Pro	308,800円		308,800
合計	1,005,607円		1029,199

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市保健補導員会活動費交付金			
事務事業名称	保健対策事業		事務事業コード	4111-1
所 管	市民健康	部	健康づくり推進	課 健康増進・保健予防 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金	
根拠法令等名称	佐久市保健補導員会活動費交付金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 23 年度 (経過年数 14 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	地域住民への保健事業等に関する連絡及び保健指導業務における保健師との協力や、市が行う保健事業の円滑な推進及び地域住民の健康増進を図ること			
制度概要(補助)	・補助対象経費:保健補導員会運営費全般 ・補助額:【胸部検診受診補助活動分】4月1日現在の保健補導員数に100円を乗じて算出 【その他活動分】4月1日現在の保健補導員数に500円を乗じて算出			
交付対象者、団体	☒ 特定団体(市が事務局となっている) ☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体 ☐ 個人			
	名称(個人は除く)	佐久市保健補導員会		
指標設定	設定の考え方	各区の規模に応じた市全体の保健補導員の人数		目標値 700人
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
交付件数			1 件		1 件			
決算額(予算額)			415,200 円		415,200 円		420,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		68,162 円		68,950 円		66,500 円	
	一般財源		277,838 円		281,050 円		283,500 円	
指標	目標値	(単位)	699	人	700	人	700	人
	実績値	(単位)	692	人	692	人		
	達成率		99.0	%	99.0	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する							

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・市が行う保健事業の円滑な推進及び地域住民の健康増進を図るための活動に必要である。 ・補助金は、会の運営や各地区で行われる健康増進の啓もう啓発活動等に充てられており有効である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	保健補導員を中心とした保健活動は、市民の健康増進に寄与しており、行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、会の運営に充てられる補助金の交付は現行どおり継続するが、自主財源の確保や効率的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	×
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤終期を具体的に設定し、終期到来に合わせて見直しを行う。		
⑫(オ)運営要領に基づき、事務局を健康づくり推進課に設置しているため。		

佐久市保健補導員会活動費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民への保健事業等に関する連絡及び保健指導業務における保健師との協力（以下「保健予防活動」という。）とともに、市が行う保健事業の円滑な推進及び地域住民の健康増進を図ることを目的として活動する保健補導員会（佐久市保健補導員設置要綱（平成17年佐久市告示第67号）第7条に規定する保健補導員会をいう。以下「保健補導員会」という。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象活動)

第2条 交付金の交付の対象となる活動は、保健補導員会が行うおおむね次に掲げる活動とする。

- (1) 保健補導員会の運営
- (2) 保健補導員会が主催する研修
- (3) 保健指導及び検診受診における協力
- (4) その他保健予防等に関する啓もう啓発活動

(交付金の額)

第3条 前条に規定する活動を行う保健補導員会に対する交付金の額は、次の基準により算定した額に基づき、予算の範囲内において市長が定める額とする。

区分	交付金の額（年額）の基準
胸部検診受診補助活動分	交付金の交付に係る年度（以下「交付年度」という。）における4月1日現在の保健補導員数に100円を乗じて得た額
その他活動分	交付年度における4月1日現在の保健補導員数に500円を乗じて得た額

(交付金の交付の申請)

第4条 保健補導員会は、交付金の交付を受けようとするときは、佐久市保健補導員会活動費交付金交付申請書（様式第1号）に活動計画に関する書類を添付して、市長に提出するものとする。

(交付金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、交付金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、交付金の交付を決定したときは、佐久市保健補導員会活動費交付金交付決定通知書（様式第2号）により、保健補導員会に対し通知するものとする。

(交付金の交付の請求)

第6条 保健補導員会は、交付金の交付を受けようとするときは、佐久市保健補導員会活動費交付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(活動報告)

第7条 交付金の交付を受けた保健補導員会は、交付年度における活動終了後3月末日までに、佐久市保健補導員会活動実績報告書（様式第4号）に活動実績に関する書類添付して、市長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

佐久市保健補導員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久市保健補導員会（以下「保健補導員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(保健補導員会の目的)

第2条 保健補導員会は、地域社会にあつて保健補導員の組織的な活動を通じて住民の健康増進及び保健予防のための活動を実施し、地域住民の健康で文化的な生活の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 保健補導員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 衛生思想の啓発普及に関すること。
- (2) 生活習慣病予防、母子保健、栄養改善その他保健に関すること。
- (3) 各種集団検診、健康相談等の受診勧奨と保健管理の協力に関すること。
- (4) 各種集団検診、健康相談等の補助に関すること。
- (5) 地域における健康増進、疾病予防及び生活の質の向上を図るための情報の提供及び調査研究に関すること。

(役員の構成)

第4条 保健補導員会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長3人
- (3) 理事23人

浅間地区6人 野沢地区4人 中込地区3人 東地区1人 臼田地区4人
浅科地区2人 望月地区3人

- (4) 監事2人
- (5) 幹事若干人

2 保健補導員会に顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第5条 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

- 2 理事は、前条第3号に定める地区（以下「地区」という。）ごとに、それぞれ保健補導員の互選により定める。
- 3 監事は、会長が指名する。
- 4 幹事は、市職員のうちから会長が指名する。

(役員の任務)

第6条 会長は、会務を総理し、保健補導員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 幹事は、会長の命を受けて会務を補助する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、地区の保健補導員の任期による。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(理事会)

第8条 理事会は理事をもって構成し、必要により会長がこれを招集する。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 保健補導員会の運営要領の変更
 - (2) 保健補導員会の運営方針
 - (3) 事業計画の承認
 - (4) 予算及び決算の承認
 - (5) その他必要事項

(保健補導員大会)

第9条 保健補導員大会（以下「大会」という。）は、隔年1回会長がこれを招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て臨時の大会を招集することができる。

(事業年度)

第10条 保健補導員会の事業年度は、4月に始まり翌年の3月に終わる。

(経費)

第11条 保健補導員会の経費は、市等の補助金等をもって充てる。

(事務局)

第12条 保健補導員会の事務局は、市民健康部健康づくり推進課に置く。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

平成19年4月1日より適用する。

平成22年4月1日より適用する。

令和6年度佐久市保健補導員会一般会計決算書

歳入合計 3,482,288 円
 歳出合計 3,297,361 円
 差引残高 184,927 円

〔歳入の部〕

単位:円

項 目	予算額	決算額	予算に対する比較	備考
委託料	300,000	256,300	△ 43,700	健康アンケート調査委託料 256,300
交付金	528,200	522,400	△ 5,800	佐久地区保健補導員会連絡協議会 101,200 保健補導員会運営交付金(胸部検診受診補助活動分) 69,200 保健補導員会運営交付金(その他活動分) 346,000 長野県健康づくり事業団より(婦人のつどい補助) 6,000
手数料	2,184,800	2,189,454	4,654	保健予防事業協力手数料 2,174,800 複十字シール募金運動事務費 14,654
繰入金	300,000	300,000	0	特別会計繰入金 記念誌「コスモス」作成費 300,000
雑収入	60	402	342	預金利息 等 402
繰越金	213,732	213,732	0	前年度繰越金 213,732
合 計	3,526,792	3,482,288	△ 44,504	

〔歳出の部〕

項 目	予算額	決算額	予算に対する比較	備考
活動費	1,278,720	916,060	△ 362,660	地区自主活動費 847,060 班長通信費 69,000
会議費	130,000	168,990	38,990	理事会等会議費用弁償等 168,990
研修費	1,108,072	781,248	△ 326,824	長野県保健補導員等研究大会参加費 7,840 佐久市保健補導員大会準備金 400,000 ブロック別研修費 159,554 ブロック研修会開催費 194,434 正副会長研修会費(県・佐久地区) 2,220 結核予防婦人のつどい参加費 7,200 理事研修会開催費 10,000
役務費	400,000	275,748	△ 124,252	福祉サービス総合補償掛け金 29,019 郵便料金ほか 246,729
需用費	600,000	1,150,315	550,315	印刷代・事務用品、バンダナ 等 894,015 令和6年度記念誌「コスモス」印刷 等 256,300
予備費	10,000	5,000	△ 5,000	香典 5,000
合 計	3,526,792	3,297,361	△ 229,431	

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市食品衛生協会補助金			
事務事業名称	生活・食品衛生事業	事務事業コード	6153-1	
所 管	環 境	部	環境政策 課	環境政策 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)	
根拠法令等名称	佐久市生活環境整備事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度(経過年数 20 年)	終期設定	(有) (無)	終期 令和 年度
目的	市民の食に関する安全や安心を確保し、食品衛生を向上させるため			
制度概要(補助)	補助対象事業費の2分の1以下 補助上限(会員割額 会員数 × 100円、均等割額 1支部につき、22,000円の合計)			
交付対象者、 団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの) ☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体 ☐ 個人			
	名称(個人は除く) 佐久食品衛生協会 浅間支部 他6支部			
指標設定	設定の考え方	研修会・講習会・巡回指導の実施回数		目標値 28回
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	7 件	7 件	7
決算額(予算額)	237,200 円	234,800 円	260,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	237,200 円	234,800 円
指標	目標値 (単位)	28 回	28 回
	実績値 (単位)	36 回	45 回
	達成率	128.6 %	161.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	食品衛生協会へ補助金を交付することにより、協会の食品衛生管理の徹底につながり、食中毒の発生の防止に貢献できた。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	食品衛生協会への巡回指導や講習会活動への補助金交付を継続し、協会の食中毒防止に対する意識の向上を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	—
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤終期の定めを検討する。

佐久市生活環境整備事業補助金交付要綱（平成17年4月1日告示第71号）

最終改正:

改正内容:平成17年4月1日告示第71号〔平成19年3月31日〕

○佐久市生活環境整備事業補助金交付要綱

平成17年4月1日告示第71号

佐久市生活環境整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公衆衛生の向上、公害防止、交通対策等の生活環境整備を図るため、市長が適当と認める団体等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類、経費及び補助率等）

第2条 前条に規定する補助金の対象となる事業の種類、経費、採択基準及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

（交付の条件）

第3条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- （1）補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに市長に申請し、その承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに市長に申請し、その承認を受けること。

（補助金交付申請書の様式、関係書類及び提出期限）

第4条 規則第3条に規定する申請書は、生活環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、収支予算書（様式第2号）及び別表に掲げる関係書類を添付するものとする。

3 前2項に規定する書類の提出部数は、1部とし、提出期限は、別に定める。

（変更承認申請書の様式）

第5条 第3条各号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類1部を提出して行うものとする。

- （1）補助事業の内容を変更しようとするとき 生活環境整備事業変更承認申請書（様式第3号）
- （2）補助事業を中止しようとするとき 生活環境整備事業中止承認申請書（様式第4号）
- （3）補助事業を廃止しようとするとき 生活環境整備事業廃止承認申請書（様式第5号）
- （4）補助事業が予定の期間内に完了しないとき 生活環境整備事業完了期限延長承認申請書（様式第6号）

（申請の取下書の様式及び提出期限）

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、生活環境整備事業補助金交付申請取下書（様式第7号）1部を当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に市長に提出して行うものとする。

（実績報告書の様式及び提出期限）

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、生活環境整備事業実績報告書（様式第1号）によるものとする。

2 前項に規定する報告書には、収支精算書（様式第2号）及び別表に掲げる関係書類を添付するものとする。

3 前2項に規定する報告書の提出部数は、1部とし、提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 前3項の規定は、規則第15条の規定により是正がなされて報告する場合に準用する。

（補助金交付請求書の様式）

第8条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、生活環境整備事業補助金交付（概算払）請求書（様式第8号）によるものとする。

（延滞金の免除申請）

第9条 規則第19条第2項の規定による延滞金の免除の申請は、生活環境整備事業補助金延滞金免除申請書（様式第9号）1部を市長に提出して行うものとする。

（財産処分の制限等）

第10条 規則第21条第1項に規定する承認の申請は、生活環境整備事業財産処分承認申請書（様式第10号）1部を市長に提出して行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐久市生活環境整備事業補助金交付要綱（昭和53年佐久市告示第11号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条、第4条、第7条関係）

事業の種類		経費	採択基準	補助率又は補助額	軽微な変更	関係書類
種別	事業名					
環境整備対策	河川浄化対策事業	団体等が河川浄化のため組織活動を行うに要する経費	市長が認定したもの	市長が定める額	事業量又は事業費の20%以内の増減	事業計画書(事業実績書)
	環境衛生推進事業	地域の環境浄化及び防疫に要する経費	〃	〃	〃	〃
	食品衛生及び感染症予防等に関する事業	食品衛生向上のための料理講習、食中毒及び感染症予防等に要する経費	〃	〃	〃	〃
	上水道本管拡張工事	上水道未設置地域に本管を布設拡張するに要する経費	口径75m／m以上の本管を設置し、給水工事が同時に20口以上行われるもので、市長が必要と認めたもの	本管工事費の1／5以内	〃	〃
	特認事業	市長が環境整備上特に必要と認めた事業に要する経費	市長が認定したもの	市長が定める額	〃	〃

1 基本情報

補助金等名称	後継者育成活動補助金			
事務事業名称	担い手支援事業	事務事業コード	3111-1	
所 管	経済 部	農政 課	農政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金等交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	団体の育成と会員間の連携により、市内の若手後継者や新規就農者の育成及び支援を図る。			
制度概要(補助対象経	佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、団体の活動に要する経費の一部を補助。 補助率等：定額で、市長が定める額を交付。			
交付対象者、 団体	☒ 特定団体(市が事務局となっているもの) ☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体 ☐ 個人			
	名称(個人は除く)	佐久市耕友会		
指標設定	設定の考え方	団体の主要とする事業の実施数を目標とする。(各イベントでの農産物販売事業、農業体験事業、遊休農地を活用した農作物販売事業、先進地視察研修事業の計4事業)		目標値 4事業
	指標が数値でない場合の評価方法	—		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	1 件	1 件	
決算額(予算額)	150,000 円	150,000 円	150,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	150,000 円	150,000 円
指標	目標値 (単位)	4 事業	4 事業
	実績値 (単位)	2 事業	2 事業
	達成率	50.0 %	50.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、 課題等	・市農業振興のため積極的に活動を行っており、一定の効果が認められ、行政目的達成のための手段として妥当性がある。 ・補助額については、会員の会費ではまかないきれない主要事業実施の経費に充当しており、妥当であると言える。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。 ・終期を具体的に定め到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	×

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤...終期を具体的に定め、終期到来に合わせて見直しを行う。

⑫...団体そのものが、行政が関与し組織された団体であり、団体の主要とする事業では市の農業振興のための活動や若手農業者の技術向上及び交流を目的に積極的に活動している団体であることから補助金の交付対象としている。今後の補助金交付については、終期を設定した年度ごとに必要性等について見直しを図っていきたい。

○佐久市農業振興事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業及び水産業の振興を図るため、市長が適当と認める農業者及び農業者団体等が行う農業及び水産事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金等を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率等)

第2条 前条に規定する補助金等の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率等又は補助額等は、別表のとおりとする。

(交付の条件等)

第3条 次に掲げる事項は、補助金等の交付の条件とする。

(1) 補助事業等の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業実施主体を変更しようとするとき。

イ 事業区分（種目）を新設し、又は廃止しようとするとき。

ウ 事業の施行か所又は設置場所を変更しようとするとき。

エ 事業区分（種目）ごとの事業量又は事業費の20パーセント以上（市長が別に定める場合は、その事業量又は事業費）の変更をしようとするとき。

オ 施設等の構造、能力等の変更をしようとするとき。

(2) 補助事業等中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間中に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

(3) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(4) 農業者及び農業者団体等が行う工事の請負及び物品の購入は、競争入札によること。ただし、施設等が特殊な場合又は事業実施主体の議決機関の同意を得たときは、この限りでない。

(5) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入に当該補助事業等に係る補助率等を乗じて得た額を市に納付させることができる。

(6) この補助事業等に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業等が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法その他について条件を付することができる。

(補助金等交付申請書の様式、関係書類及び提出期限)

【省略】

別表（第2条関係）

1 農業振興事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等
【省略】		
農林水産業団体支援事業	全市的に組織され、かつ、市長が適当と認める事業を行う団体の活動に要する経費（令和9年3月31日までに支出した経費に限る。）	市長が定める額

2 水産業振興事業 【省略】

3 その他事業 【省略】

令和6年度収支決算書

収入金額 635,969 円
支出金額 347,084 円
差引残額 288,885 円

収入の部

単位：円

科 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
会 費	55,000	40,000	△ 15,000	年会費5,000円×8名
繰越金	359,920	359,920	0	前年度からの繰越
補助金	150,000	150,000	0	佐久市
活動収益	50,000	32,725	△ 17,275	農産物収入
負担金	0	0	0	
雑収入	80	53,324	53,244	イベント用お釣り53,200円、 預金利子124円
計	615,000	635,969	20,969	

支出の部

単位：円

科 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
事務費	6,000	1,034	△ 4,966	振込手数料
会議費	70,000	28,000	△ 42,000	総会、役員会、会議等
事業費	513,000	302,050	△ 210,950	地域貢献活動、イベント費用、イベント用おつり 耕友会50周年記念事業、農業講演会負担金
役員手当	16,000	16,000	0	会長8,000円・副会長5,000円・監事3,000円
予備費	10,000	0	△ 10,000	慶弔費
計	615,000	347,084	△ 267,916	

佐久市耕友会 役員・会員名簿 (R7.4)

	役職	氏名	経営部門	認定	他の所属
1			露地野菜 (葉物野菜)	○	
2			水稻	○	
3	監事		有機野菜、水稻		
4			果樹 (りんご・プルーン)		
5			野菜 (ミニトマト・ホウレンソウ・水稻)	○	
6			かぼちゃ	○	
7	会長		水稻	○	
8	副会長		水稻、ズッキーニ		
9			水稻、ズッキーニ	○	
10			果樹 (りんご)		

令和 6 年度事業報告及び収支決算について

【令和 6 年度事業報告】

実施月日	実 施 内 容	備 考
令和 6 年 3 月 4 日 (月)	令和 5 年度会計監査 田中真理監事	於：市役所 7 0 3 会議室
3 月 14 日 (火)	令和 5 年度 佐久市耕友会総会 6 名出席	於：三河屋食堂中込本店
4 月 25 日 (木)	第 1 回定例会・花見 新年度計画等についての協議 6 名出席	於：居酒屋天、
5 月 14 日 (火)	第 2 回定例会 50 周年記念誌編集について・ハロウィン カボチャ栽培について協議 4 名出席	於：市役所 7 0 1 会議室
7 月 31 日 (水)	第 3 回定例会 50 周年記念誌編集について協議 7 名出席	於：中込 わが家
9 月 10 日 (火)	第 4 回定例会 50 周年記念冊子編集について、平尾山もみじ 祭り・佐久市農業祭出展について 2 名出席	於：市役所 6 0 1 会議室
10 月 10 日 (木)	佐久市こども未来館へのハロウィンカボチャワークショップ 講座 3 名参加	於：佐久スキーガーデンパラダ
10 月 19 日 (土)	第 5 回定例会 50 周年記念冊子編集について、平尾山もみじ 祭り・佐久市農業祭への出展打合せについて 3 名出席	於：市役所 6 0 1 会議室
10 月 27 日 (日)	祝新佐久市誕生 20 周年 第 47 回 平尾山もみじ祭りへの出店 3 名出店	於：佐久スキーガーデンパラダ
11 月 9 日 (土)	新佐久市誕生 20 周年記念事業 令和 6 年度 佐久市農業祭への出店 6 名出店	於：駒場公園
12 月 5 日 (木)	シルバーランドきしの慰問・餅つきについて 3 名出席	於：佐久市特別養護老人ホーム シルバーランドきしの
12 月 17 日 (火)	第 6 回定例会 50 周年記念冊子編集について、補助金と 繰り越しについて 5 名出席	於：市役所 6 0 1 会議室
令和 7 年 1 月 9 日 (木)	第 7 回定例会 50 周年記念冊子編集について、新入会員 について 6 名出席	於：中込 はなちゃ
2 月 20 日 (木)	第 8 回定例会 50 周年記念冊子編集について、令和 6 年度 佐久市耕友会総会打合せについて 5 名出席	於：市役所 6 0 1 会議室
2 月 27 日 (木)	令和 6 年度佐久市農業講演会「冷凍技術が開く果樹生産の 未来」株式会社農業開発 阿部貴典 氏	於：佐久グランドホテル

祝 新佐久市誕生 20 周年 第 4 7 回 平尾山もみじ祭

1 出品者した皆さま

依田正布・綾香夫妻のプルーンジャム、池田勇人さんのミニトマト・トウモロコシ、大塚悠さんのカボチャ、平嶋良治さんのレタス・キャベツ、友野晴貴さんのリンゴを販売しました。

また、磯村聡さん、田中真理さん、友野晴貴さんが栽培したカボチャを使って、ハロウィンカボチャづくりのワークショップも実施しました。

○当日の出店の様子



シルバーランドきしの慰問 餅つき

- 1 当日は、前半と後半で入れ替えて40名近い利用者の参加があり、出席した磯村聡会長、平嶋良治さん、田中真理さんの3人や、施設職員が餅をついてみせる姿を楽しまれました。
- 2 利用者数人も、施設職員に支えられながら自ら餅をつくると、場内から歓声が上がりました。



1 基本情報

補助金等名称	水田農業構造改革対策事業補助金			
事務事業名称	農業生産振興事業	事務事業コード	3113-1	
所 管	経 済	部	農 政	課 農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 20 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 - 年度
目的	国・県から市に示される生産調整目標を達成するため、転作実施に奨励補助する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、水稻栽培をやめ、他の農作物を作付けする水田転作に要する経費を市長が定める額で補助。佐久市農業再生協議会を通じて、内規で定める作物(加工用米、新規需要米、大豆等)について、主食用米との価格差を生産者に補填。大豆等については、定額補填。国等からの補填金がある場合は対象作物の販売価格に、国等の補填金を含めての価格差に補填。			
交付対象者、団体	☒ 特定団体(市が事務局となっているもの) ☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体 ☐ 個人			
	名称(個人は除く)	佐久市農業再生協議会		
指標設定	設定の考え方	-		目標値 -
	指標が数値でない場合の評価方法	主食用米の過剰作付け面積が0haとなることを目標とする。		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		30,732,970 円	52,599,520 円	36,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	30,732,970 円	52,599,520 円	36,000,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	主食用米の過剰作付け面積は、475haであった。	主食用米の過剰作付け面積は、418haであった。	主食用米の過剰作付け面積が0haとなることを目標とする。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	主食用米の販売単価の変動により、米価の価格によっては十分な補助を実施できない場合があるが、本事業により加工用米、新規需要米、大豆等の転作が推進されている。必要性、有効性共に期待どおりと言える。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	農業の現状、米価の下落、食糧自給率の現状等から、転作の確実な実施が必要であり、行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	×

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤今後、終期を設定し、効果検証や見直しを行う。
 ⑧補助金すべてが再生協議会を通じて農業者に支払われるものであり、主食用水稲に代わる作物を作付けした場合の価格差の補填金のため、補助対象経費の2分の1とならない。
 ⑫佐久市農業再生協議会は、国の直接支払推進事業費補助金交付要綱、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱等国の規定に基づき、佐久市のほか、長野県佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合、長野県農業共済組合、他各種農業団体で構成されており、事務局を市、農協、農済が分担して担っている。

佐久市農業振興事業補助金等交付要綱（平成17年4月1日告示第93号）

最終改正:令和6年2月14日告示第27号

改正内容:令和6年2月14日告示第27号 [令和6年4月1日]

○佐久市農業振興事業補助金等交付要綱

平成17年4月1日告示第93号

改正

平成20年8月26日告示第92号
平成21年12月22日告示第133号
平成22年3月29日告示第65号
平成23年3月23日告示第42号
平成23年10月3日告示第124号
平成24年3月28日告示第40号
平成25年3月21日告示第18号
平成25年5月27日告示第83号
平成26年3月25日告示第31号
平成26年9月30日告示第103号
平成27年3月24日告示第39号
平成27年5月21日告示第78号
平成27年8月10日告示第111号
平成28年3月24日告示第49号
平成29年3月17日告示第21号
平成29年12月22日告示第142号
平成30年3月22日告示第44号
平成31年3月22日告示第31号
令和元年8月28日告示第123号
令和2年2月3日告示第20号
令和3年1月27日告示第16号
令和3年7月1日告示第99号
令和4年3月24日告示第51号
令和4年8月22日告示第130号
令和4年11月15日告示第161号
令和5年2月9日告示第36号
令和6年2月14日告示第27号

佐久市農業振興事業補助金等交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業及び水産業の振興を図るため、市長が適当と認める農業者及び農業者団体等が行う農業及び水産事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金等を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類、経費及び補助率等）

第2条 前条に規定する補助金等の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率等又は補助額等は、別表のとおりとする。

（交付の条件等）

第3条 次に掲げる事項は、補助金等の交付の条件とする。

（1）補助事業等の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業実施主体を変更しようとするとき。

イ 事業区分（種目）を新設し、又は廃止しようとするとき。

ウ 事業の施行場所又は設置場所を変更しようとするとき。

エ 事業区分（種目）ごとの事業量又は事業費の20パーセント以上（市長が別に定める場合は、その事業量又は事業費）の変更をしようとするとき。

オ 施設等の構造、能力等の変更をしようとするとき。

（2）補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間中に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

（3）補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

（4）農業者及び農業者団体等が行う工事の請負及び物品の購入は、競争入札によること。ただし、施設等が特殊な場合又は事業実施主体の議決機関の同意を得たときは、この限りでない。

（5）補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入に当該補助事業等に係る補助率等乗じて得た額を市に納付させることができる。

(6) この補助事業等に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業等が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用方法その他について条件を付することができる。

(補助金等交付申請書の様式、関係書類及び提出期限)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、農業振興事業補助金等交付申請書(様式第1号)によるものとする。

- 2 前項の申請書には、収支予算書(様式第2号)、事業計画書等関係書類を添付するものとする。
3 前項に規定する書類の提出部数は1部とし、提出期限は別に定める。

(変更承認申請書の様式等)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類1部を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
農業振興事業変更承認申請書(様式第3号)
(2) 補助事業等を中止しようとするとき。
農業振興事業中止承認申請書(様式第4号)
(3) 補助事業等を廃止しようとするとき。
農業振興事業廃止承認申請書(様式第5号)
(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき。
農業振興事業完了期限延長承認申請書(様式第6号)

(申請の取下書の様式及び提出期限)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、農業振興事業補助金等交付申請取下書(様式第7号)1部を作成し、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に市長に提出して行うものとする。

(状況報告書の様式及び提出期限)

第7条 補助金等の交付決定を受けた者(以下「補助事業者等」という。)は、別に指定する日現在における事業の進ちょく状況について、農業振興事業実施状況報告書(様式第8号)1部を作成し、別に定める日までに市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により状況報告書を提出する事業は、別に指定するものとする。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、農業振興事業実績報告書(様式第1号)によるものとする。

- 2 前項に規定する報告書には、収支精算書(様式第2号)、実績書その他関係書類を添付するものとする。
3 前2項に規定する報告書の提出部数は1部とし、提出期限は、補助事業等の完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
4 前3項の規定は、規則第14条の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(補助金等の交付請求)

第9条 補助事業者等が補助事業等の完了後、補助金等の支払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

- 2 補助事業者等が補助金等の概算払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等概算払請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(返還期限延長申請書等)

第10条 規則第17条の規定による返還期限の延長の申請は、農業振興事業補助金等返還期限延長申請書(様式第11号)、返還の請求の取消の申請は、農業振興事業補助金等返還請求取消申請書(様式第12号)1部を市長に提出して行うものとする。

(延滞金の免除申請)

第11条 規則第19条第2項の規定による延滞金免除の申請は、農業振興事業補助金等延滞金免除申請書(様式第13号)1部を市長に提出して行うものとする。

(財産処分の制限等)

第12条 規則第21条第1項に規定する承認の申請は、農業振興事業財産処分承認申請書(様式第14号)1部を市長に提出して行うものとする。

- 2 規則第21条第1項第2号に規定する市長が指定するものは、取得価格の単価50万円以上のもの及び50万円未満で市長が別に指定するものとする。
3 規則第21条第2項第2号に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定めるところに準ずるものとする。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第2条関係）

1 農業振興事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等	
強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業計画として県の承認を受けた事業で、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱(31佐地農第55号長野県佐久地域振興局長通知)に基づく経費及び市長が必要と認めた事業に要する経費	県の要綱に準ずる。	施設整備等については、必要に応じ10分の1以内で加算する。 令和元年台風第19号被害に係るものについては、次の補助率で加算する。 (1) 農業用ハウス 10分の4.5以内 (2) 農業用機械等 10分の2以内
消費・安全対策交付金事業	消費・安全対策交付金事業計画として県の承認を受けた事業で、消費・安全対策交付金交付要綱(17畜第238号長野県農政部長通知)に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の1以内で加算する。	
農畜産業振興事業	農畜産業振興事業計画として県の承認を受けた事業で、農畜産業振興事業補助金交付要綱(平成20年長野県告示第302号)に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の1以内で加算する。	
特産物産地育成事業	農業者及び農業者団体等が果樹の産地化を図るため果樹苗木の導入に要する経費。ただし、1農家同一品目で10本以上導入すること(令和8年3月31日までに支出した経費に限る。)	3分の1以内	
水田農業構造改革対策事業(水田農業構造改革対策推進費)	佐久市農業再生協議会の下部組織として、市長が認める地区の単位で設置される農業再生協議会が水田農業構造改革対策を推進するために必要な事務費	定額	
水田農業構造改革対策事業(転作重点作物作付補助金)	佐久市農業再生協議会が、転作重点作物の作付面積に応じて農業者へ助成する経費	市長が定める額	
稲発酵粗飼料普及促進事業	農業者団体等が稲発酵粗飼料を購入した畜産農業者に購入費用を助成する事業に要する経費	10分の3以内	
地域営農基盤強化総合対策事業	地域営農基盤強化総合対策事業計画として県の承認を受けた事業で、地域営農基盤強化総合交付金交付要綱(18農振第200号農政部長通知)に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の1以内で加算する。	
農村活性化支援事業	農村活性化支援事業計画として県の承認を受けた事業で、農村活性化支援事業交付金交付要綱(19農振第360号長野県農政部長通知)に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の1以内で加算する。	
米流通消費対策事業	農業者団体が安全で良質な米の生産体制を図るための販路拡大に要する経費	10分の5以内	
耕作放棄地発生予防事業	初期段階での耕作放棄地の再生及びその後の管理に要する経費(令和7年2月28日までに支出した経費に限る。)	耕作放棄地の再生作業について、当該作業面積に10a当たり35千円を乗じて得た額に、別に定める次のいずれかの管理プランに応じた補助額を加算した額 ア 営農再開プラン 対象面積に10a当たり25	

		千円を乗じて得た額 イ ふれあい農園開設 プラン 事業費の2分の 1以内の額(対象面積に 10a当たり25千円を乗じ て得た額を限度とす る。) ウ 農地景観プラン 事 業費の2分の1以内の 額(対象面積に10a当 たり5千円を乗じて得た額 を限度とする。)
中山間地域農業直 接支払事業	中山間地域農業直接支払事業計画として県の承認 を受けた事業で中山間地域農業直接支払事業等交 付要綱(12農村第426号長野県農政部長通知)に基 づく経費	県の要綱に準ずる。
農作物等災害緊急 対策事業	農業者団体等が行う農作物等災害緊急対策事業補 助金交付要綱(昭和48年長野県告示第363号)に準 ずる事業に要する経費	10分の5以内
果樹特定病害虫防 除対策事業	農業者団体等が市長の認めた果樹及び病害虫に対 して行う病害虫防除に要する経費	3分の1以内
農林水産業団体支 援事業	全市的に組織され、かつ、市長が適当と認める事業 を行う団体の活動に要する経費(令和9年3月31日ま でに支出した経費に限る。)	市長が定める額
鳥獣被害防止総合 対策交付金事業	鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業実施計画と して県の承認を受けた事業で、鳥獣被害防止総合対 策交付金実施要綱(19生産第9423号農林水産事務 次官依命通知)に基づく経費	10分の1以内。ただし、 自力施工に対する交付 額は、国の交付金の補 助率が 10分の9を超え る場合においては、10 分の10との差の率を乗 じて得た額とする。
新規就農者支援事 業	県の新規就農者支援計画として公益社団法人長野 県農業担い手育成基金の承認を受けた事業であつ て、公益社団法人長野県農業担い手育成基金業務 細則(平成5年7月28日施行)別表に掲げる事業のう ち、先進的経営体等における研修費助成事業(海外 長期研修を除く。)に係る経費	1人月額4万円から、公 益社団法人長野県農業 担い手育成基金が支出 した助成金を控除した 額
農作物等有害鳥獣 被害対策防止事業	農業者及び農業者団体等が農作物等を有害鳥獣の 被害から守るために設置する電気柵、防護柵等の原 材料の購入に要する経費。ただし、他の団体から助 成金等の交付を受けるものは除く(令和7年2月28日 までに支出した経費に限る。)	10分の3以内。ただし、 10万円を限度とする。
環境保全型農業直 接支払事業	環境保全型農業直接支払事業実施計画として県の 承認を受けた事業で環境保全型農業直接支援対策 交付金交付要綱(23農技第128号長野県農政部長通 知)に基づく経費	県の要綱に準ずる。
経営所得安定対策 等推進事業	経営所得安定対策等推進事業として県の承認を受 けた事業で、経営所得安定対策等推進事業補助金 交付要綱(27農技第93号農政部長通知)に基づく経 費	県の要綱に準ずる。
農業次世代人材投 資事業	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年 4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依 命通知)及び新規就農者育成総合対策補助金等交 付要綱(平成24年7月11日付け24農振第194号長野 県農政部長通知)に基づく経費	国及び県の要綱に準ず る。
農地集積・集約化 対策事業	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月 6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通 知)に基づく経費	国の要綱に準ずる。
農業用廃プラスチ ック適正処理事業	農業者団体等が、資源再利用と環境汚染防止を図 るために実施した農業用使用済廃プラスチックの集	3分の1以内

	団回収に要する運搬費（令和7年2月28日までに支出した経費に限る。）	
農作物産地育成支援事業	生産者出荷団体が行う農作物の産地における生産及び出荷の安定並びに品質向上に資する共同利用施設の機能向上を伴う整備に要する経費	10分の1以内
荒廃農地等利活用促進事業	荒廃農地等利活用促進事業計画としての県の承認を受けた事業で、荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成29年3月31日28農振第2202号農林水産事務次官依命通知）及び地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱（平成19年3月30日18農振第200号長野県農政部長通知）に基づく経費	国及び県の要綱に準ずる。
産地生産基盤パワーアップ事業	産地生産基盤パワーアップ計画として県の承認を受けた事業で、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備については、必要に応じ10分の1以内で加算する。
新品目・新技術実証試験補助事業	個人又は農業法人若しくは農業者団体が行う新品目・新技術の実証試験で市長が適当と認めた実証試験に要する経費（令和7年2月28日までに支出した経費に限る。）	3分の1以内
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業として県の承認を受けた事業で、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜1574号農林水産事務次官依命通知）及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱（平成27年7月16日付け27園畜第403号長野県農政部長通知）に基づく経費	国及び県の要綱に準ずる。
担い手確保・経営強化支援事業	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）に基づく経費	国及び県の要綱に準ずる。
新規就農者育成総合対策事業	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）に基づく経費	国の要綱に準ずる。

2 水産業振興事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等
特産養魚振興事業	漁業者団体等が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に適合する鯉の生産に要する経費	市長が定める額

3 その他事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等
特認事業	市長が農業・水産業振興上特に必要と認めた事業に要する経費	市長が定める額

佐久市水田農業構造改革対策事業
(佐久市転作重点作物作付補助金)に関する内規

制定 平成24年 4月 2日
改正 平成25年 2月18日
改正 令和 2年10月 1日
改正 令和 4年10月 1日
改正 令和 5年10月 1日

(目的)

第1条 この内規は、佐久市農業振興事業補助金等交付要綱別表(第2条関係)第3項に基づき、経営所得安定対策の推進と佐久市における米の過剰作付面積の縮減を目的として実施する、佐久市水田農業構造改革対策事業(佐久市転作重点作物作付補助金)の運用にあたって必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象作物)

第2条 加工用米、WCS用稲、米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米(輸出米)、大豆、子実用とうもろこしを転作の重点作物と位置付け、補助金の交付対象作物とする。

(補助金交付単価)

第3条 前年の販売単価や栽培経費等から重点作物を栽培した場合の農家手取り収入を算出し、主食用米を栽培した場合と同程度となるよう予算の範囲内で年度ごとに交付単価を設定する。ただし、価格差の大きい作物については地域の農業再生協議会と協議の上、別途設定する。

(補助金交付要件)

第4条 次の各号に定める要件を満たした水田面積を交付対象とする。

- (1) 経営所得安定対策に加入し生産を行った交付対象となる作付面積
- (2) 加工用米、米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米(輸出米)、については、販売先との契約数量に即した生産を行った面積
- (3) WCS用稲、子実用とうもろこしについては、販売先と契約を締結し、佐久市の過去2年の平均収量の概ね9割以上の生産を行った面積
- (4) 大豆については、販売先と契約を締結し生産を行った面積

(補助金の交付手続き)

第5条 本補助金は、佐久市農業再生協議会を通して各交付対象者へ交付するものとする。

(補助の期間)

第6条 本補助金は、国が推進する米の生産調整に係る制度が廃止された時点で終了する。

附 則

この内規は、平成25年 4月1日から施行する。

この内規は、令和 2年10月1日から施行する。

この内規は、令和 4年10月1日から施行する。

この内規は、令和 5年10月1日から施行する。

令和 6 年度佐久市農業振興事業【水田農業構造改革対策事業
(佐久市転作重点作物作付補助金)】補助金等実績報告書

6 佐久市協議会 4 2 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

佐久市長 柳田 清二 様

申請者 住所 佐久市中込 3 0 5 6
氏名 佐久市農業再生協議会
会 長 高柳 利道

令和 7 年 3 月 3 日付佐久市指令 6 佐農政第 2 4 8 号で交付決定の通知のあった、
令和 6 年度佐久市農業振興事業【水田農業構造改革対策事業（佐久市転作重点作物
作付補助金）】を下記のとおり実施しました。

記

添付書類

- 1 補助実績
- 2 収支精算書

1 補助実績

(1) 事業内容及び経費の配分

別紙1のとおり

2 収支精算書

(1) 収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	52,599,520	52,599,520			
計	52,599,520	52,599,520			

(2) 支出の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
佐久市転作重点作物作付補助金	52,599,520	52,599,520			
計	52,599,520	52,599,520			

3 事業完了年月日

令和7年3月31日

令和 6 年度水田農業構造改革対策事業補助金内訳

品目	面積	金額	取組人数
加工用米	7,621a	7,621,000円	78人
WCS用稲	3,088a	15,269,602円	24人
米粉用米	452a	3,132,521円	4人
飼料用米	1,789a	10,180,922円	8人
新市場開拓用米	2,049a	1,071,627円	4人
子実用とうもろこし	1,192a	10,644,560円	11人
大豆	1,173a	4,652,118円	42人
	17,364a	52,572,350円	171人

振込手数料		27,170円	
-------	--	---------	--

補助金合計		52,599,520円	
-------	--	-------------	--

令和7年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久ブランド米消費拡大事業補助金			
事務事業名称	農業生産振興事業	事務事業コード	3113-1	
所 管	経済	部	農政	課
			農業生産振興	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 7 年度 (経過年数 30 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 - 年度
目的	国内の米消費量が減少する中、佐久米のブランド化による販路拡大が必要であることから、集荷業者である農協の米のブランド化や販路拡大事業に対し補助する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、販売先である市場・生協・市友好都市における、販路拡大のためのPR事業に要する経費の10分の5以内で補助する。			
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの) ☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体 ☐ 個人			
	名称(個人は除く)	佐久浅間農業協同組合		
指標設定	設定の考え方	佐久米の販促イベントの実施回数		目標値 10回
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		1,000,000 円	713,450 円	1,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	1,000,000 円	713,450 円	1,000,000 円
指標	目標値 (単位)	10 回	10 回	10 回
	実績値 (単位)	1 回	1 回	
	達成率	10.0 %	10.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	令和6年度においては、他産地との差別化を図るための安全で良質な米の生産体制を調べ、PRイベントの開催及び参加イベントでのPR活動を完了しており、必要性・有効性ともに期待とおりである。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	廃止
今後の取組方針	・米消費の減少、米の過剰生産から、米のブランド化による販路拡大を図るため実施してきた。 ・これまでの活動から取引の引き合いがあり、目的に一定の効果が認められる。 ・新規需要に対する供給も困難な状況であることから、当事業については廃止とする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤今後、終期を設定し、効果検証や見直しを行う。		

佐久市農業振興事業補助金等交付要綱（平成17年4月1日告示第93号）

最終改正:令和6年2月14日告示第27号

改正内容:令和6年2月14日告示第27号〔令和6年4月1日〕

○佐久市農業振興事業補助金等交付要綱

平成17年4月1日告示第93号

改正

平成20年8月26日告示第92号
 平成21年12月22日告示第133号
 平成22年3月29日告示第65号
 平成23年3月23日告示第42号
 平成23年10月3日告示第124号
 平成24年3月28日告示第40号
 平成25年3月21日告示第18号
 平成25年5月27日告示第83号
 平成26年3月25日告示第31号
 平成26年9月30日告示第103号
 平成27年3月24日告示第39号
 平成27年5月21日告示第78号
 平成27年8月10日告示第111号
 平成28年3月24日告示第49号
 平成29年3月17日告示第21号
 平成29年12月22日告示第142号
 平成30年3月22日告示第44号
 平成31年3月22日告示第31号
 令和元年8月28日告示第123号
 令和2年2月3日告示第20号
 令和3年1月27日告示第16号
 令和3年7月1日告示第99号
 令和4年3月24日告示第51号
 令和4年8月22日告示第130号
 令和4年11月15日告示第161号
 令和5年2月9日告示第36号
 令和6年2月14日告示第27号

佐久市農業振興事業補助金等交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業及び水産業の振興を図るため、市長が適当と認める農業者及び農業者団体等が行う農業及び水産事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金等を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類、経費及び補助率等）

第2条 前条に規定する補助金等の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率等又は補助額等は、別表のとおりとする。

（交付の条件等）

第3条 次に掲げる事項は、補助金等の交付の条件とする。

- (1) 補助事業等の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。
 - ア 事業実施主体を変更しようとするとき。
 - イ 事業区分(種目)を新設し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 事業の施行か所又は設置場所を変更しようとするとき。
 - エ 事業区分(種目)ごとの事業量又は事業費の20パーセント以上（市長が別に定める場合は、その事業量又は事業費）の変更をしようとするとき。
 - オ 施設等の構造、能力等の変更をしようとするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間中に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (4) 農業者及び農業者団体等が行う工事の請負及び物品の購入は、競争入札によること。ただし、施設等が特殊な場合又は事業実施主体の議決機関の同意を得たときは、この限りでない。
- (5) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入に当該補助事業等に係る補助率等乗じて得た額を市に納付させることができる。

(6) この補助事業等に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業等が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法その他について条件を付することができる。

(補助金等交付申請書の様式、関係書類及び提出期限)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、農業振興事業補助金等交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書には、収支予算書(様式第2号)、事業計画書等関係書類を添付するものとする。

3 前項に規定する書類の提出部数は1部とし、提出期限は別に定める。

(変更承認申請書の様式等)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類1部を提出して行うものとする。

(1) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

農業振興事業変更承認申請書(様式第3号)

(2) 補助事業等を中止しようとするとき。

農業振興事業中止承認申請書(様式第4号)

(3) 補助事業等を廃止しようとするとき。

農業振興事業廃止承認申請書(様式第5号)

(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき。

農業振興事業完了期限延長承認申請書(様式第6号)

(申請の取下書の様式及び提出期限)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、農業振興事業補助金等交付申請取下書(様式第7号)1部を作成し、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に市長に提出して行うものとする。

(状況報告書の様式及び提出期限)

第7条 補助金等の交付決定を受けた者(以下「補助事業者等」という。)は、別に指定する日現在における事業の進捗状況について、農業振興事業実施状況報告書(様式第8号)1部を作成し、別に定める日までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定により状況報告書を提出する事業は、別に指定するものとする。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、農業振興事業実績報告書(様式第1号)によるものとする。

2 前項に規定する報告書には、収支精算書(様式第2号)、実績書その他関係書類を添付するものとする。

3 前2項に規定する報告書の提出部数は1部とし、提出期限は、補助事業等の完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 前3項の規定は、規則第14条の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(補助金等の交付請求)

第9条 補助事業者等が補助事業等の完了後、補助金等の支払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 補助事業者等が補助金等の概算払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等概算払請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(返還期限延長申請書等)

第10条 規則第17条の規定による返還期限の延長の申請は、農業振興事業補助金等返還期限延長申請書(様式第11号)、返還の請求の取消の申請は、農業振興事業補助金等返還請求取消申請書(様式第12号)1部を市長に提出して行うものとする。

(延滞金の免除申請)

第11条 規則第19条第2項の規定による延滞金免除の申請は、農業振興事業補助金等延滞金免除申請書(様式第13号)1部を市長に提出して行うものとする。

(財産処分の制限等)

第12条 規則第21条第1項に規定する承認の申請は、農業振興事業財産処分承認申請書(様式第14号)1部を市長に提出して行うものとする。

2 規則第21条第1項第2号に規定する市長が指定するものは、取得価格の単価50万円以上のもの及び50万円未満で市長が別に指定するものとする。

3 規則第21条第2項第2号に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定めるところに準ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第2条関係）

1 農業振興事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等	
強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業計画として県の承認を受けた事業で、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱(31佐地農第55号長野県佐久地域振興局長通知)に基づく経費及び市長が必要と認めた事業に要する経費	県の要綱に準ずる。	施設整備等については、必要に応じ10分の1以内で加算する。 令和元年台風第19号被害に係るものについては、次の補助率で加算する。 (1) 農業用ハウス 10分の4.5以内 (2) 農業用機械等 10分の2以内
消費・安全対策交付金事業	消費・安全対策交付金事業計画として県の承認を受けた事業で、消費・安全対策交付金交付要綱(17畜第238号長野県農政部長通知)に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の1以内で加算する。	
農畜産業振興事業	農畜産業振興事業計画として県の承認を受けた事業で、農畜産業振興事業補助金交付要綱(平成20年長野県告示第302号)に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の1以内で加算する。	
特産物産地育成事業	農業者及び農業者団体等が果樹の産地化を図るため果樹苗木の導入に要する経費。ただし、1農家同一品目で10本以上導入すること(令和8年3月31日までに支出した経費に限る。)	3分の1以内	
水田農業構造改革対策事業(水田農業構造改革対策推進費)	佐久市農業再生協議会の下部組織として、市長が認める地区の単位で設置される農業再生協議会が水田農業構造改革対策を推進するために必要な事務費	定額	
水田農業構造改革対策事業(転作重点作物作付補助金)	佐久市農業再生協議会が、転作重点作物の作付面積に応じて農業者へ助成する経費	市長が定める額	
稲発酵粗飼料普及促進事業	農業者団体等が稲発酵粗飼料を購入した畜産農業者に購入費用を助成する事業に要する経費	10分の3以内	
地域営農基盤強化総合対策事業	地域営農基盤強化総合対策事業計画として県の承認を受けた事業で、地域営農基盤強化総合交付金交付要綱(18農振第200号農政部長通知)に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の1以内で加算する。	
農村活性化支援事業	農村活性化支援事業計画として県の承認を受けた事業で、農村活性化支援事業交付金交付要綱(19農振第360号長野県農政部長通知)に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の1以内で加算する。	
米流通消費対策事業	農業者団体が安全で良質な米の生産体制を図るための販路拡大に要する経費	10分の5以内	
耕作放棄地発生予防事業	初期段階での耕作放棄地の再生及びその後の管理に要する経費(令和7年2月28日までに支出した経費に限る。)	耕作放棄地の再生作業について、当該作業面積に10a当たり35千円を乗じて得た額に、別に定める次のいずれかの管理プランに応じた補助額を加算した額 ア 営農再開プラン 対象面積に10a当たり25	

		千円を乗じて得た額 イ ふれあい農園開設 プラン 事業費の2分の 1以内の額(対象面積に 10a当たり25千円を乗じ て得た額を限度とす る。) ウ 農地景観プラン 事 業費の2分の1以内の 額(対象面積に10a当た り5千円を乗じて得た額 を限度とする。)
中山間地域農業直 接支払事業	中山間地域農業直接支払事業計画として県の承認 を受けた事業で中山間地域農業直接支払事業等交 付要綱(12農村第426号長野県農政部長通知)に基 づく経費	県の実綱に準ずる。
農作物等災害緊急 対策事業	農業者団体等が行う農作物等災害緊急対策事業補 助金交付要綱(昭和48年長野県告示第363号)に準 ずる事業に要する経費	10分の5以内
果樹特定病害虫防 除対策事業	農業者団体等が市長の認めた果樹及び病害虫に対 して行う病害虫防除に要する経費	3分の1以内
農林水産業団体支 援事業	全市的に組織され、かつ、市長が適当と認める事業 を行う団体の活動に要する経費(令和9年3月31日ま でに支出した経費に限る。)	市長が定める額
鳥獣被害防止総合 対策交付金事業	鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業実施計画と して県の承認を受けた事業で、鳥獣被害防止総合対 策交付金実施要綱(19生産第9423号農林水産事務 次官依命通知)に基づく経費	10分の1以内。ただし、 自力施工に対する交付 額は、国の交付金の補 助率が 10分の9を超え る場合においては、10 分の10との差の率を乗 じて得た額とする。
新規就農者支援事 業	県の新規就農者支援計画として公益社団法人長野 県農業担い手育成基金の承認を受けた事業であつ て、公益社団法人長野県農業担い手育成基金業務 細則(平成5年7月28日施行)別表に掲げる事業のう ち、先進的経営体等における研修費助成事業(海外 長期研修を除く。)に係る経費	1人月額4万円から、公 益社団法人長野県農業 担い手育成基金が支出 した助成金を控除した 額
農作物等有害鳥獣 被害対策防止事業	農業者及び農業者団体等が農作物等を有害鳥獣の 被害から守るために設置する電気柵、防護柵等の原 材料の購入に要する経費。ただし、他の団体から助 成金等の交付を受けるものは除く(令和7年2月28日 までに支出した経費に限る。)	10分の3以内。ただし、 10万円を限度とする。
環境保全型農業直 接支払事業	環境保全型農業直接支払事業実施計画として県の 承認を受けた事業で環境保全型農業直接支援対策 交付金交付要綱(23農技第128号長野県農政部長通 知)に基づく経費	県の実綱に準ずる。
経営所得安定対策 等推進事業	経営所得安定対策等推進事業として県の承認を受 けた事業で、経営所得安定対策等推進事業補助金 交付要綱(27農技第93号農政部長通知)に基づく経 費	県の実綱に準ずる。
農業次世代人材投 資事業	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年 4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依 命通知)及び新規就農者育成総合対策補助金等交 付要綱(平成24年7月11日付け24農振第194号長野 県農政部長通知)に基づく経費	国及び県の実綱に準ず る。
農地集積・集約化 対策事業	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月 6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通 知)に基づく経費	国の要綱に準ずる。
農業用廃プラスチ ック適正処理事業	農業者団体等が、資源再利用と環境汚染防止を図 るために実施した農業用使用済廃プラスチックの集	3分の1以内

	団回収に要する運搬費（令和7年2月28日までに支出した経費に限る。）	
農作物産地育成支援事業	生産者出荷団体が行う農作物の産地における生産及び出荷の安定並びに品質向上に資する共同利用施設の機能向上を伴う整備に要する経費	10分の1以内
荒廃農地等利活用促進事業	荒廃農地等利活用促進事業計画としての県の承認を受けた事業で、荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成29年3月31日28農振第2202号農林水産事務次官依命通知）及び地域営農基盤強化総合対策事業補助金交付要綱（平成19年3月30日18農振第200号長野県農政部長通知）に基づく経費	国及び県の要綱に準ずる。
産地生産基盤パワーアップ事業	産地生産基盤パワーアップ計画として県の承認を受けた事業で、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備については、必要に応じ10分の1以内で加算する。
新品目・新技術実証試験補助事業	個人又は農業法人若しくは農業者団体が行う新品目・新技術の実証試験で市長が適当と認めた実証試験に要する経費（令和7年2月28日までに支出した経費に限る。）	3分の1以内
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業として県の承認を受けた事業で、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜1574号農林水産事務次官依命通知）及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱（平成27年7月16日付け27園畜第403号長野県農政部長通知）に基づく経費	国及び県の要綱に準ずる。
担い手確保・経営強化支援事業	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）に基づく経費	国及び県の要綱に準ずる。
新規就農者育成総合対策事業	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）に基づく経費	国の要綱に準ずる。

2 水産業振興事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等
特産養魚振興事業	漁業者団体等が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に適合する鯉の生産に要する経費	市長が定める額

3 その他事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等
特認事業	市長が農業・水産業振興上特に必要と認めた事業に要する経費	市長が定める額

佐久市米流通消費対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安全で良質な米の生産体制を図るため、農業者団体が米の販路拡大に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）及び佐久市農業振興事業補助金等交付要綱（平成17年佐久市告示第93号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、米の販路拡大のために行う次の各号に掲げる経費とする。

- (1) P R イベントの開催及び参加イベントでのP R 活動に係る経費
- (2) 量販店等の需要先での販売会及び宣伝会等の実施に係る経費
- (3) 米のP R に必要なチラシ、シール、米袋等の資材作成に係る経費
- (4) 他産地との差別化を図るための米のブランド化に係る経費
- (5) その他市長が必要と認めた経費

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、農業者の組織する団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の5以内とし、千円未満を切り捨てた額とする。

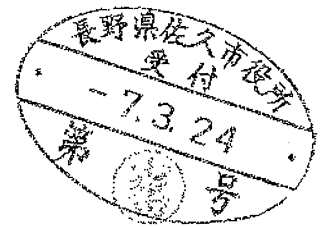
(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。



様式第1号（第4条、第8条関係）

令和6年度佐久市農業振興事業（米流通消費対策事業）実績報告書

6佐浅農生産発第701号

令和7年3月24日

佐久市長 柳田 清二 様

住 所 佐久市猿久保882番地

佐久浅間農業協同組合

氏 名 代表理事組合長 高柳 利道 印

令和6年4月1日付佐久市指令6佐農政第262号で交付決定の通知のあった令和6年度佐久市農業振興事業（米流通消費対策事業）を下記のとおり実施しました。

記

添付書類 1 事業実績報告書

2 収支精算書

事業実績報告書

補助事業者等の名称	佐久浅間農業協同組合	
事業の目的	佐久平の水と空気と、良好な自然環境の中で育てた良質・良食味生産地帯の条件を生かし、安全・安心で継続的な米づくり努力をしながら、「売れる米づくり」を目指し、販路拡大・消費拡大を狙う。また、消費地での「消費宣伝」、産地での「産地視察」を通じ交流できる環境を作る。	
事業の実績	① 毎年継続して消費宣伝を実施している、量販店・県外実需先での消費宣伝会及び、取引先の生協と一体となり実施している、新型コロナウイルスの影響で中止していた田植え・稲刈り作業体験の受け入れを再開した。生協や実需先との更なる繋がりを維持すべく、田植えや稲刈り風景写真と産地状況の文章を合わせた産地広報誌を発信した。 ② 長野県農産物認証制度を活用した特別栽培米のPRを行い販路拡大に努めた。 ③ コシヒカリ特Aはフルイ目1.9mm網で調製し、品質向上対策の継続した取組を行った。 ④ 佐久地域の食味値向上のため、水田実力「地力窒素」調査を行い「硫化水素ガス発生に伴う生育に及ぼす影響」調査を実施し、さらなる食味値向上やブランド化に向けた取組を行った。 ⑤ 佐久米の更なる栽培技術向上を目指し、県内の米先進地への視察ほか、管内の巡回検討会を実施した。 ⑥ 佐久米の更なる販売力の向上を目指し、佐久浅間のブランドを構築するため、ブランド会議を立ち上げ取組を始めた。 ⑦ 佐久の「高原のしずく米」を商標登録し販売に力を入れた。	
事業の実施期間	令和6年4月1日～令和7年3月21日	
事業費	1,426,901円	
経費の配分	市補助金等	713,450円
	その他	713,451円
備考		

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

単位：円

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
市補助金	713,450	1,000,000		286,550	
その他	713,451	1,000,000		286,549	
計	1,426,901	2,000,000		573,099	

(2) 支出の部

単位：円

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
佐久市農業 振興事業(米 流通消費対 策事業)	1,426,901	2,000,000		573,099	
計	1,426,901	2,000,000		573,099	

(3) 事業完了年月日

令和7年3月21日

別紙 事業費詳細

事業	精算金額
佐久市バルーンフェスティバルイベント協賛	25,800
一番うまいコンテストチラシ・記念品・高速・具材・備品	202,820
佐久市コシヒカリ米袋シール作成	39,187
佐久市特別栽培米シール作成(ガイドライン表示用)	18,700
「高原のしずく米」ユニー店舗(名古屋)消費宣伝会参加	147,966
「高原のしずく米」商標登録料	127,328
一番うまい米コンテスト入賞米消費宣伝用米袋作成(佐久市生産者3名)	606,100
佐久米定点圃場作柄調査費(佐久市大沢)	30,000
JA 営農指導員栽培指導技術向上研修会費	9,000
佐久浅間ブランド立上げ講師料(米・野菜・果樹・花・畜産で案分)	220,000
計	1,426,901

令和6年度事業実施書

1 事業目的

佐久平の水と空気と、良好な自然環境の中で育てた良質・良食味生産地帯の条件を生かし、安全・安心で継続的な米づくり努力をしながら、「売れる米づくり」を目指し、販路拡大・消費拡大を狙う。

また、消費地での「消費宣伝」、産地での「産地視察」を通じ交流できる環境を作る。

2 事業実施内容

- ① 毎年継続して消費宣伝を実施している、量販店・県外実需先での消費宣伝会及び、取引先の生協と一体となり実施している、新型コロナウイルスの影響で中止していた田植え・稲刈り作業体験の受け入れを再開した。生協や実需先との更なる繋がりを維持すべく、田植えや稲刈り風景写真と産地状況の文章を合わせた産地広報誌を発信した。
- ② 長野県農産物認証制度を活用した特別栽培米のPRを行い販路拡大に努めた。
- ③ コシヒカリ特Aはフルイ目 1.9mm網で調製し、品質向上対策の継続した取組を行った。
- ④ 佐久地域の食味値向上のため、水田実力「地力窒素」調査を行い「硫化水素ガス発生に伴う生育に及ぼす影響」調査を実施し、さらなる食味値向上やブランド化に向けた取組みを行った。
- ⑤ 佐久米の更なる栽培技術向上を目指し、県内の米先進地への視察を実施した。
- ⑥ 佐久米の更なる販売力の向上を目指し、佐久浅間のブランドを構築するため、ブランド会議を立ち上げ取組を始めた。

3 事業実施結果

新型コロナウイルスの影響で中止していた実需先で試食宣伝会を行い佐久の地名、場所を宣伝。生協販売担当者の産地体験視察を受け入れて佐久の気候環境を体験し佐久米の試食を行った。

佐久地区の特別栽培米をPRし、6年産より新たにスーパーの西友へ販路拡大をした。

佐久米の品質向上による有利販売のため、フルイ目 1.9mm網で調製し、水田実力「地力窒素」調査を行い日本穀物検定協会の食味評価で特Aを獲得。

更なる佐久のアピールを行ないブランドの構築をするブランド会議を開催している。

4 事業完了年月日 令和7年3月21日

1 基本情報

補助金等名称	学校給食応援団活動支援事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業		事務事業コード	3113-1	
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市学校給食応援団活動支援事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 28 年度(経過年数 10 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	佐久市内で自ら生産した農作物等を学校給食へ供給すること等を目的として農家等により組織された学校給食応援団が、農作物等の安定供給及び品質向上を図るための経費等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	学校給食への農作物等の安定供給及び品質向上を図るための経費、食育を推進するための活動等の実施に要する経費を補助する。 補助限度額は1学校給食センター当たり上限10万円(10/10)。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの) ☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	☐ 不特定団体 ☐ 個人				
	名称(個人は除く)	市内4地区学校給食応援団			
指標設定	設定の考え方	学校給食応援団の食料供給率		目標値	25%
	指標が数値でない場合の評価方法	-			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
交付件数	3 件	4 件	
決算額(予算額)	336,130 円	451,064 円	500,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	336,130 円	500,000 円
指標	目標値 単位	25 %	25 %
	実績値 単位	11 %	18 %
	達成率	44.0 %	72.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	地産地消を進めるうえで学校給食応援団の持つ役割は大きなものとなっており、その中で、各給食センターの要望に沿った農産物を供給するため、市場出荷と異なった対応をとる必要がある。給食センターからの要望、安全安心な食材の提供を行うため必要な事業である。 また、本事業により給食センターへの安全安心な地域食材の提供につながっている。 応援団員が減少している地区もあり、新規の団員の確保が課題となっている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤終期の設定を行い、終期到来に合わせて見直しを行う。

⑧定額補助のため、補助額を対象経費の2分の1以下とはしていない。

改正

平成29年 3 月17日 告示第23号

佐久市学校給食応援団活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐久市内で自ら生産した農作物等を学校給食へ供給すること等を目的として農家等により組織された団体で、市長が認めたもの（以下「学校給食応援団」という。）が、農作物等の学校給食への安定供給及び品質向上を図るための経費、食育を推進するための活動等の実施に要する経費等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、前条に規定する学校給食応援団とする。

(補助対象経費等及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる経費及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助限度額
1 学校給食への農作物等の安定供給及び品質向上を図るための経費（講習会の開催、先進地視察等）	1 学校給食センター当たり10万円を限度とする。
2 食育を推進するための活動等の実施に要する経費	
3 学校給食応援団の活動に要する経費であって、構成員の農作物等の生産及び学校給食への納入に係るものを除き、市長が適当と認めるもの	

2 学校給食応援団に交付する補助金の額は、当該学校給食応援団が登録されている学校給食センターごとに算出した補助金の額の合計額とする。

(交付申請)

第4条 学校給食応援団は、補助金の交付を申請しようとするときは、規則第3条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 学校給食応援団活動支援事業実施計画書
- (2) 学校給食応援団活動支援事業収支予算書
- (3) 学校給食応援団の規約
- (4) 学校給食応援団員の名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し、規則第6条に定める補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた学校給食応援団は、規則第12条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 学校給食応援団活動支援事業実績書
- (2) 学校給食応援団活動支援事業収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業完了の日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、交付決定の内容に照らし審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校給食応援団に対し、規則第13条に定める補助金等確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 学校給食応援団は、補助金の確定後、補助金の支払を受けようとするときは、規則第14条に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 学校給食応援団は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、学校給食応援団に対し、佐久市学校給食応援団活動支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第1号)により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 学校給食応援団が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると市長が認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日告示第23号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

収 支 精 算 書

【佐久学校給食応援団】

単位：円

	区 分	本年度精算額	本年度予算額	摘 要
収 入	補助金	200,000	200,000	佐久市より
	その他	73,680	73,680	佐久学校給食応援団
	計	273,680	273,680	
支 出	コンテナ	103,400	103,400	サンテナー100個
	コンビテナー	170,280	170,280	6台
	計	273,680	273,680	

【臼田学校給食応援団】

単位：円

	区 分	本年度精算額	本年度予算額	摘 要
収 入	補助金	100,000	100,000	佐久市より
	その他	25,000	25,000	臼田学校給食応援団
	計	125,000	125,000	
支 出	粉砕機	125,000	125,000	
	計	125,000	125,000	

【浅科学校給食応援団】

単位：円

	区 分	本年度精算額	本年度予算額	摘 要
収 入	補助金	55,134	55,134	佐久市より
	計	55,134	55,134	
支 出	黒マルチ	30,270	30,270	
	チップソー	21,240	21,240	
	ローター	3,624	3,624	
	計	55,134	55,134	

【望月学校給食応援団】

単位：円

	区 分	本年度精算額	本年度予算額	摘 要
収 入	補助金	95,930	95,930	佐久市より
	計	95,930	95,930	
支 出	白黒マルチ	64,680	64,680	
	黒マルチ	31,250	31,250	
	計	95,930	95,930	

●学校給食応援団とは

市内小中学校の学校給食に安心・安全・新鮮な地元食材を提供するとともに、子どもたちと生産者が互いに顔の見える関係づくりを目指して結成された。

各地区それぞれに計4つの学校給食応援団があり、地域の農業者が団員となって活動している。

●各学校給食応援団の概要

《佐久学校給食応援団》 ※H28年7月発足

- ・団 長：荻原 久登（有限会社フレッシュフードサービス）
- ・マネージャー：市川 美奈子（有限会社フレッシュフードサービス）
- ・構 成 員：29名

《臼田学校給食応援団》 ※H27年6月発足

- ・団 長：飯塚 日出夫
- ・マネージャー：高橋 剛
- ・構 成 員：五稜の里直売所15名
佐久市有機農業研究協議会1名

《浅科学校給食応援団》 ※H26年4月発足

- ・団 長：高野 守登
- ・副 団 長：掛川 正道
- ・マネージャー：小林 正高
- ・構 成 員：10名

《望月学校給食応援団》 ※H26年4月発足

- ・団長兼マネージャー：大澤 美保
- ・副 団 長：伊藤 盛久
- ・構 成 員：7名

●令和6年度学校給食応援団の活動概要

1 学校給食への農産物の納品

○納品実績等詳細は、学校給食課資料を参照。

2 子どもたちの農作業体験における指導等

(1) 趣旨

子どもたちが授業の一環として学校にある畑や応援団員の畑で農業体験を行い、応援団員と交流する。

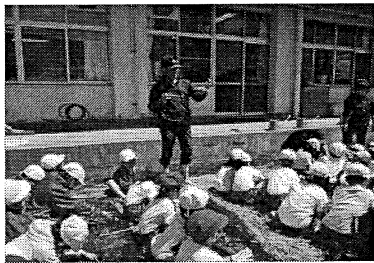
農作物を育てるうえでの苦労を聞いたり農作業の大変さを体験することで、食べ物や農家に対して感謝の気持ちを持つことができるなど、食育の推進につながる。

(2) 今年度の実施状況

○浅科学校給食応援団

【浅科小学校1年生】校内の畑でのさつまいもの苗植え（5月29日実施）

【浅科小学校3年生】校内の畑での大根の種まき（9月2日実施）及び収穫（12月2日実施）



さつまいもの苗植え



大根の種まき



大根の収穫

●学校給食応援団を支援する取組

1 「地産地消推進マネージャー業務」の委託

(1) 趣旨

各学校給食応援団に対し、応援団と給食センターとの窓口業務や納品業務を委託することで、応援団としての円滑な活動運営の支援を図る。



納品の様子

(2) 委託費

各応援団のマネージャーに対して、1給食センター当たり年間243,100円の委託費を支払う。

2 学校給食応援団の活動支援

(1) 農産物の円滑な納入や品質向上等に関する会議の開催

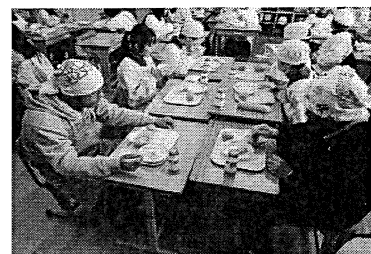
(2) 学校給食センターとの情報交換会の実施

(応援団ごとに随時)

(3) 農業体験や給食交流会など学校給食応援団による食育活動の支援

(4) 市広報やラジオ等による応援団員募集の広報

(5) 応援団の活動を広く周知するため、市ホームページへの掲載 等



給食交流会の様子

3 「学校給食応援団活動支援事業補助金」の実施

(1) 趣旨

学校給食への安定供給・品質向上を図るとともに、児童・生徒への食育を推進するための活動等を支援する。

(2) 内容

1 センターあたり10万円を限度とし、次に掲げる経費を補助対象とする。

- ①学校給食への農作物等の安定供給及び品質向上を図るための経費
- ②食育を推進するための活動等の実施に要する経費
- ③学校給食応援団の活動に要する経費であって、市長が適当と認めるもの



集荷・運搬・管理のための
コンビテナー（令和6年度）

(3) 実績

応援団名	補助金額	補助内容
佐久学校給食応援団	200,000円	コンテナ、コンビテナー
臼田学校給食応援団	100,000円	粉碎機
浅科学校給食応援団	55,134円	黒マルチ、チップソー、ローター
望月学校給食応援団	95,930円	白黒マルチ、黒マルチ

4 応援団だより等による周知

(1) 趣旨

学校給食応援団の活動を児童・生徒に周知することで、給食に使われている食材がどのような人たちによって作られているのか周知する。

(2) 内容

ア 学校給食応援団だよりの作成・配布

応援団の活動や給食の思い出等について、写真やイラストを活用しながら紹介した応援団だよりを全児童・生徒へ配布。（年2回）

イ 紙芝居での活動紹介

応援団事業の魅力をわかりやすく伝えるため、活動紹介の媒体として紙芝居を作成し、食育活動を目的とした授業等で活用。

佐久市企画部企画課行政改革係

電 話 0267-62-3067

F A X 0267-63-3313

E-mail kikaku@city.saku.nagano.jp